

第2次利根町男女共同参画推進プラン
(2020~2024)

令和2年3月

(令和5年7月一部改正)

利根町

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨と目的	2
2. 計画書の名称	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の背景	3
第2章 利根町の現状	7
1. 人口の推移	8
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移	9
3. 未婚率の推移	10
4. 女性の年齢階級別労働力率	11
5. 女性の管理的職業従事者の割合	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1. 計画の基本理念	14
2. 計画の基本目標	14
3. 計画の体系	16
第4章 計画の内容	19
基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり	20
施策の方向1. 男女共同参画意識を広める活動の充実	20
施策の方向2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実	25
施策の方向3. あらゆる人権侵害の根絶	27
基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	31
施策の方向1. 行政分野における男女共同参画の推進	31
施策の方向2. 地域社会における男女共同参画の推進	32
基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備	37
施策の方向1. 安心して暮らせる男女の健康支援	37
施策の方向2. 安心して暮らせる福祉環境の充実	42
基本目標 4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり	47
施策の方向1. 仕事と生活が調和できる社会環境の実現	47
施策の方向2. 子育てにおける男女共同参画の推進	52
施策の方向3. 多様な働き方への支援	57
目標値の設定	60

第5章 推進体制.....	61
1. 計画を推進する意識.....	62
2. 総合的な推進体制.....	62
3. 進行管理の確認.....	62
付属資料.....	63
○第2次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過.....	64
○利根町男女共同参画推進協議会設置要綱.....	66
○利根町男女共同参画推進協議会委員名簿.....	68
○利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員名簿.....	69
○男女共同参画社会基本法.....	70
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）.....	75
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）.....	75
○茨城県男女共同参画推進条例.....	76
○利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果.....	80

第 1 章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的
2. 計画書の名称
3. 計画の期間
4. 計画の位置づけ
5. 計画の背景

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的

本町では、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を策定し、「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会情勢は、急激な少子高齢化や人口減少、それに伴った労働力の減少、また自然災害の増大や情報通信技術の発展など、大きく変化しています。このような環境のなか、町民の生き方や働き方への価値観も多様化してきています。

特に、本町は現在、県内第2位の高齢化率となっており、少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況のなか、活力ある社会を維持するためには、男女の違いや年齢に関係なく、仕事・家庭・地域社会それぞれで意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げ、また、それぞれの人が持つ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

一方で、性別による固定的役割分担意識¹による生き方の決めつけや配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント²などの問題はいまだ払拭できていません。

こうした状況を踏まえ、この度「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」の計画期間が満了するにあたり、思いやりの心でつなぐ、一人ひとりがいきいきと自分らしく輝ける社会の実現を目指し、町民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定するものです。

2. 計画書の名称

本計画の名称は、「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」とします。

3. 計画の期間

本計画期間は、令和2年度（2020年）～令和6年度（2024年）の5か年とします。

¹ 性別による固定的役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」などのように男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわけること。

² セクシュアル・ハラスメント 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

4. 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年（2013年）7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。
- 本計画は、町の上位計画である「第5次利根町総合振興計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って各分野の計画と整合性を図りながら、事業を推進します。
- 本計画は、平成30年（2018年）に実施した「利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査」の結果や、利根町男女共同参画推進協議会、町民の声を反映して策定するものです。
- 本計画は、町が目指す男女共同参画社会の方向性を示し、町民の理解と協力を得て、さらなる町民参画を期待するものです。
- 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年（2015年）法律第64号）第6条に基づく推進計画として位置づけます。

5. 計画の背景

◆世界の動き

年	内容
昭和50（1975）年	「国際婦人年」を宣言 国際連合において、昭和50（1975）年を国際婦人年とし、同年開催された第1回世界女性会議で、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。
昭和54（1979）年	「女性差別撤廃条約」の採択 従来の男女の性的役割分担に基づく差別や偏見を撤廃し、男女平等の実現を目指すため、国連総会で採択されました。
昭和60（1985）年	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 2020年に向けて女性の地位向上のために世界的に取り組むべきガイドラインが採択されました。
平成7（1995）年	「行動要領」「北京宣言」の採択 女性の健康や女性に対する暴力など12の課題が示され、「平等、開発、平和」のためのあらゆる分野における女性の参画を求める宣言がなされました。

第1章 計画の概要

年	内容
平成 12 (2000) 年	「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の採択
平成 23 (2011) 年	「UNWomen (ジェンダー ³ 平等と女性のエンパワーメント ⁴ のための国連機関)」の発足
平成 27 (2015) 年	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs ⁵)」の採択 人間、地球及び繁栄のための 17 の目標の 1 つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

◆国の動き

年	内容
昭和 50 (1975) 年	「婦人問題企画推進本部」の設置 総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 50 (1975) 年に採択された世界行動計画を受け、昭和 52 (1977) 年に「国内行動計画」が策定されました。
昭和 55 (1980) 年	「女性差別撤廃条約」の批准 「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、条約を批准しました。
平成 6 (1994) 年	「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」の設置
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行 男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題として位置づけられました。
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画社会基本計画」の閣議決定 男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、施策の方向や具体的取り組み等を定めました。

³ ジェンダー 何が女性的で、何が男性的かを表す社会的・文化的につくられた性別のこと。

⁴ エンパワーメント 社会、組織の中で、今まで虐げられてきた人たちが力をつけ、もともと持っていた一人ひとりの個性を再び息づかせること。

⁵ SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標のこと。「誰ひとり取り残さない」を理念に、開発途上国のみでなく、先進国も取り組むべきグローバルな課題として、2030 年を期限に、貧困、エネルギー、平和など 17 の目標を定めている。

年	内容
平成 13 (2001) 年	「男女共同参画局」の設置 新たに内閣府に設置されました。
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV ⁶ 防止法)」の施行
平成 15 (2003) 年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに 30%となるよう期待し、そのための支援策を明記しました。
平成 17 (2005) 年	「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」の閣議決定
平成 19 (2007) 年	「仕事の生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス ⁷) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 持続可能な社会の実現に向け、誰もが仕事と生活の双方を調和し、官民一体となって取り組んでいくための支援策等が示されました。
平成 22 (2010) 年	「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」の閣議決定
平成 27 (2015) 年	「女性活躍推進法」の公布・施行 自らの意思で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化した法が施行されました。
	「男女共同参画基本計画 (第 4 次)」の閣議決定
平成 29 (2017) 年	「育児・介護休業法」改正 育児休業期間の延長や男性の育児参加を促進するための育児目的休暇の新設が規定されました。

⁶ DV ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

⁷ ワーク・ライフ・バランス (仕事の生活の調和) 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

◆茨城県の動き

年	内容
昭和 53 (1978) 年	「青少年婦人課」の設置 婦人問題を担当する課として生活福祉部に設置されました。
平成 3 (1991) 年	「いばらきローズプラン21」の策定 婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受け、策定されました。
平成 7 (1995) 年	「いばらきハーモニープラン」の策定 県が取り組むべき女性施策の指針が示されました。
平成 13 (2001) 年	「茨城県男女共同参画推進条例」の制定 男女共同参画社会の実現に向け県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる条例が施行され、また、茨城県男女共同参画審議会が設置されました。
平成 14 (2002) 年	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」の策定 条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくための法定計画及び具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
平成 17 (2005) 年	「女性プラザ男女共同参画支援室」の設置 男女共同参画施策を推進するための拠点ができました。
平成 18 (2006) 年	新たな「茨城県男女共同参画実施計画」の策定
平成 23 (2011) 年	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」の策定
平成 28 (2016) 年	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定

◆利根町の動き

年	内容
平成 25 (2013) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査」の実施
平成 27 (2015) 年	「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」の策定
平成 30 (2018) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査（2回目）」の実施
令和 2 (2020) 年	「利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の策定

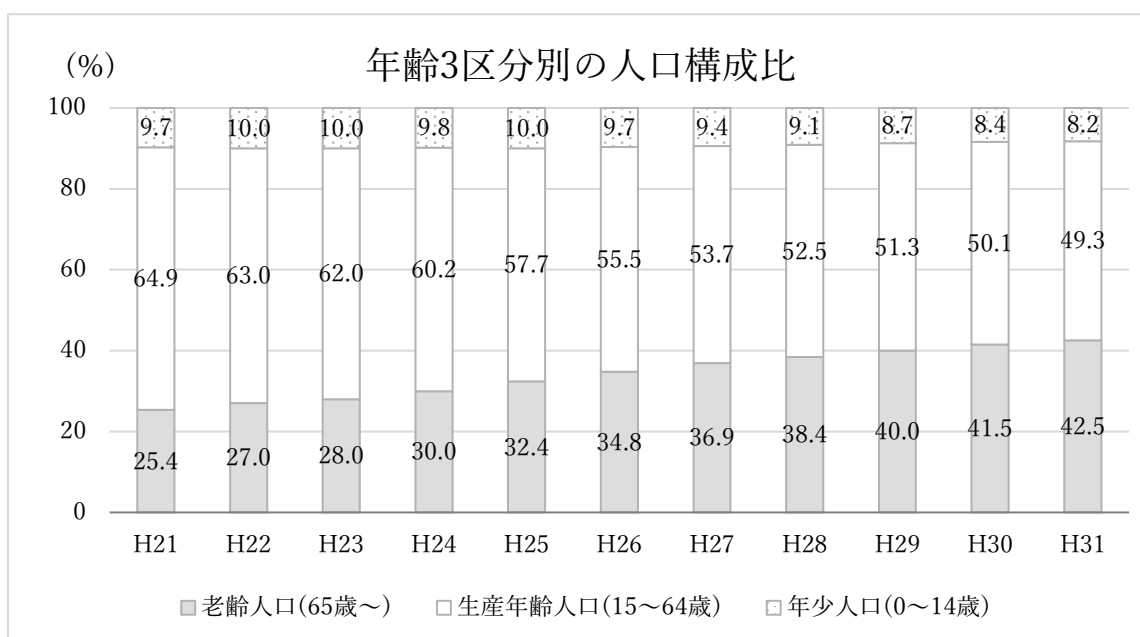
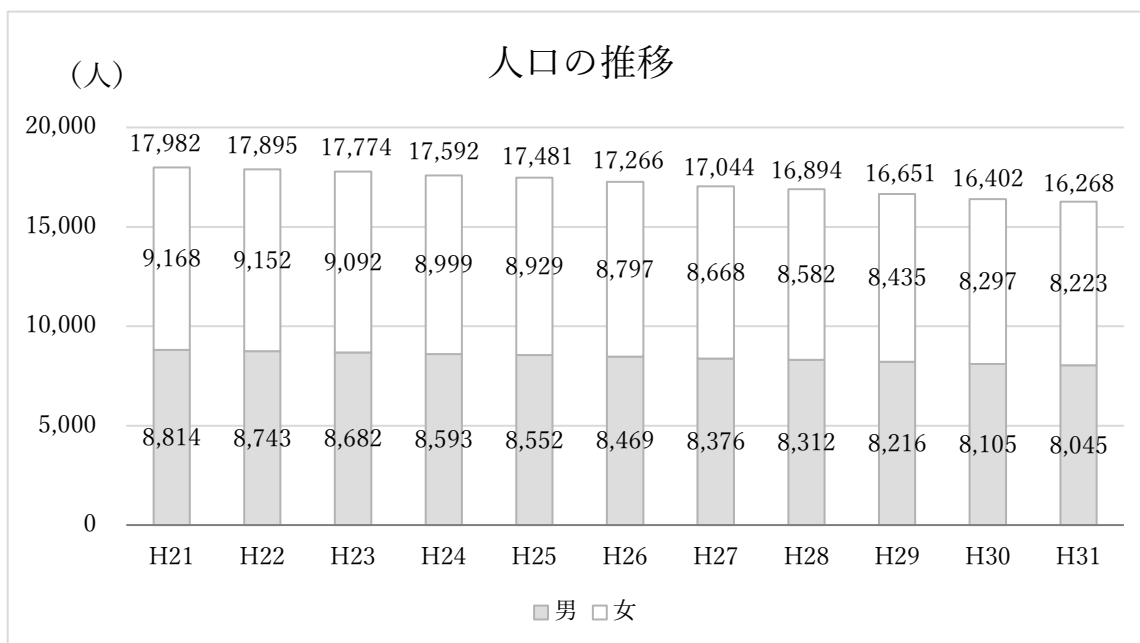
第2章 利根町の現状

1. 人口の推移
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移
3. 未婚率の推移
4. 女性の年齢階級別労働力率
5. 女性の管理的職業従事者の割合

第2章 利根町の現状

1. 人口の推移

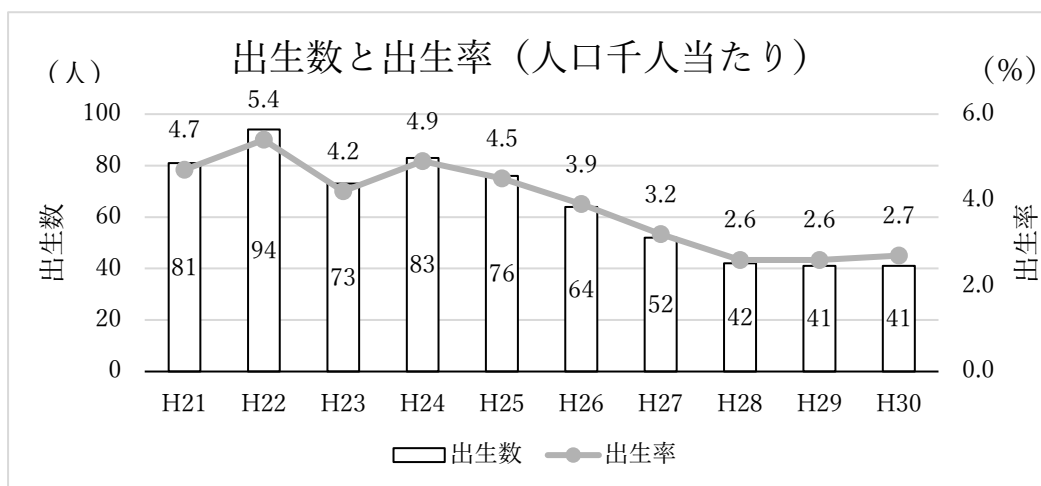
本町の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成比で比較すると、生産年齢人口及び年少人口は、減少が続いているのに対し、高齢人口は増加しています。高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）をみると、平成31年4月時点では、42.5%となっており、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。



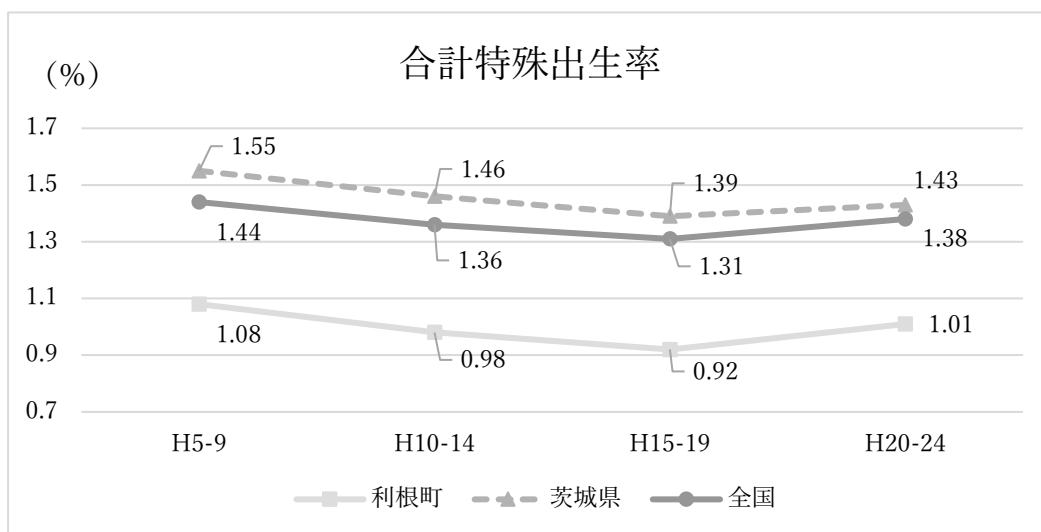
※人口は、4月1日現在の住民基本台帳人口を示しています。

2. 出生数及び合計特殊出生率の推移

本町の出生数及び出生率（人口千人当たりの出生数）は、平成24年以降減少傾向が続いていましたが、近年では同程度で推移しています。また、合計特殊出生率⁸は、全国平均と比べ低く、全国の市区町村別にみても常に下位30位までに入っています。平成20年から24年では多少増加に転じてはいますが、いまだ1.0前後で推移している状況です。



資料：人口動態調査

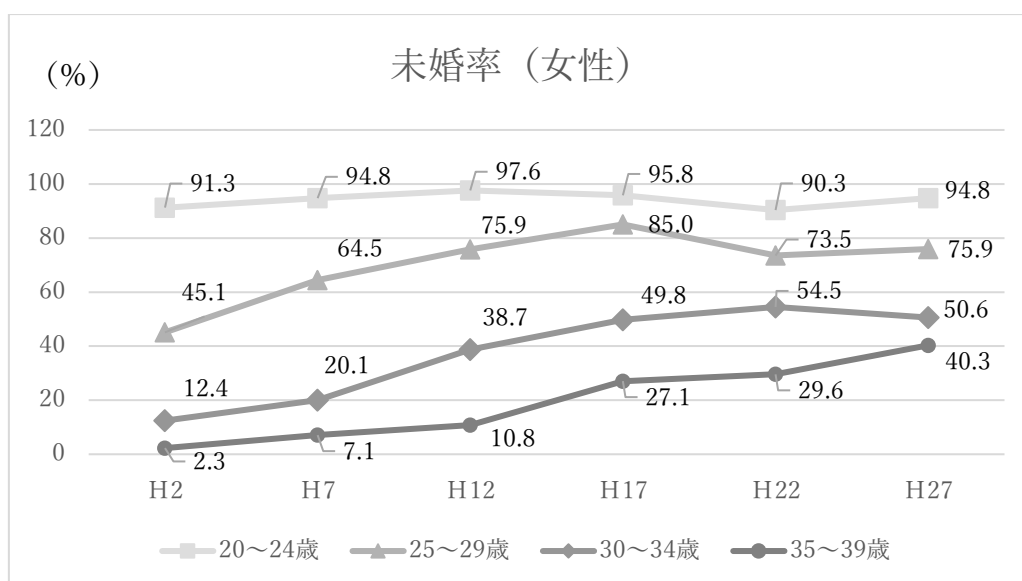
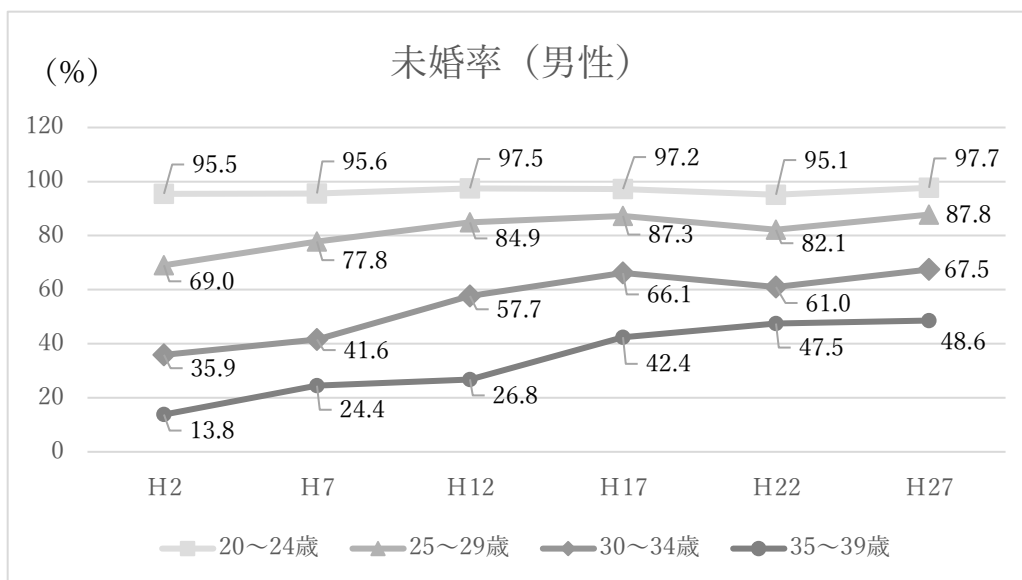


資料：人口動態統計特殊報告

⁸ 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計。（市町村単位では、年間の出生数などの標本サイズが小さいため、5年間での合計特殊出生率を示す。）

3. 未婚率の推移

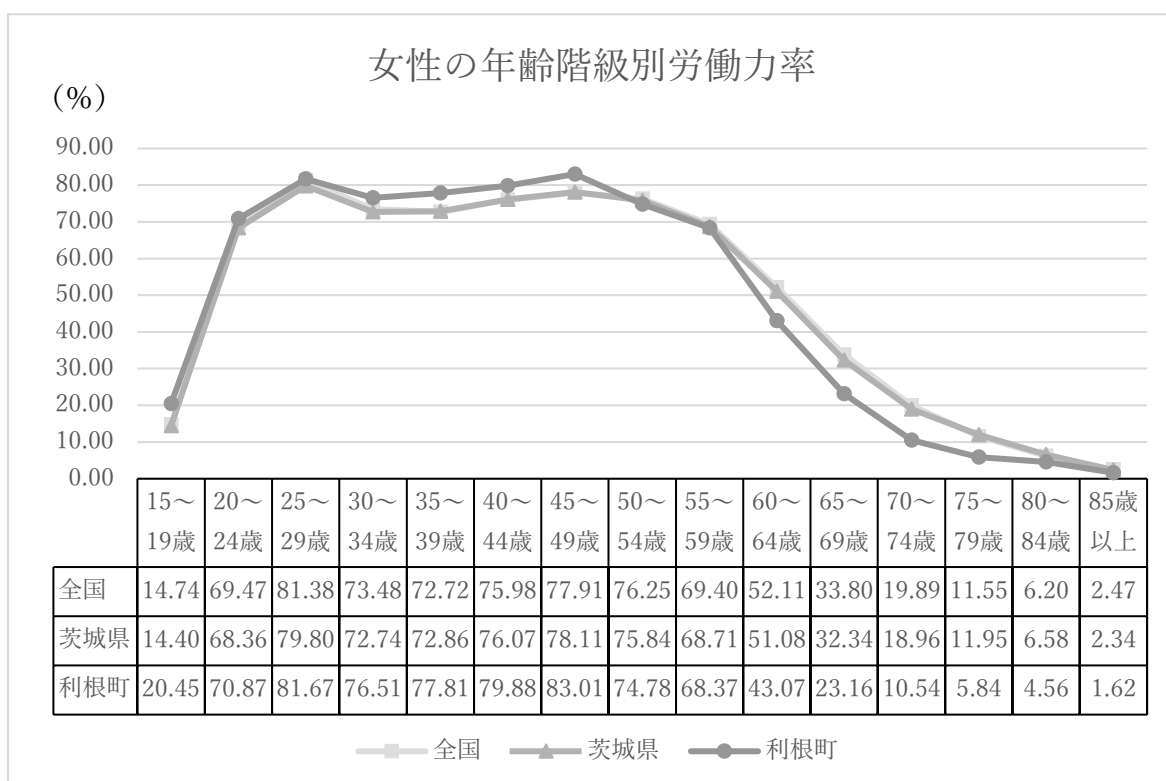
平成2年から平成27年までの未婚率の値を比較すると、男性、女性とも特に30代での未婚率が高くなってきています。また、女性より男性の未婚率が高くなっていきます。



資料：国勢調査

4. 女性の年齢階級別労働力率

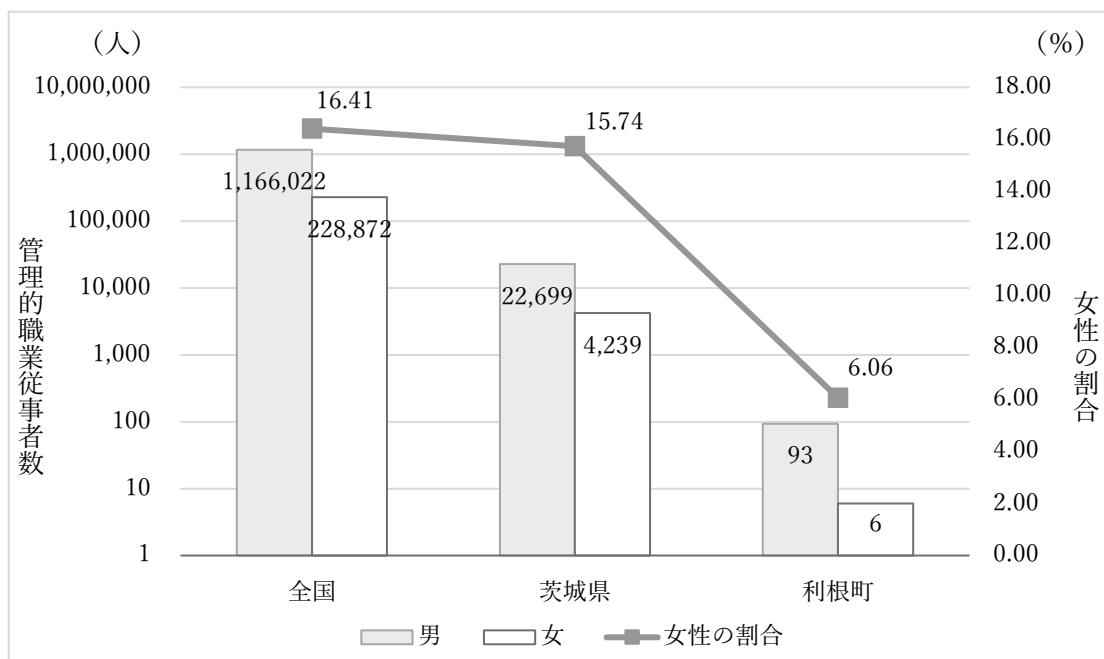
本町の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は41.6%で、全国平均の50%と比較して低い傾向にあります。しかし、年齢階級別にみますと、50歳未満においては全国や茨城県と比べても高くなっています。しかし、全国と同様に30代女性の労働力率が前後の年代と比べると低い傾向にあることから、仕事と育児等の両立が進んでいないことが考えられます。また、50歳以上、特に60歳～80歳にかけての女性の労働力率が全国と比べ低くなっています。



資料：平成27年国勢調査

5. 女性の管理的職業従事者の割合

本町の管理的職業従事者に占める女性の割合は、約6%で全国平均の16.4%、茨城県の15.7%と比較して、非常に低くなっており、女性の管理職登用が進んでいないことがわかります。



資料：平成27年国勢調査



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のスローガン（基本理念）
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動への両立
5. 国際的協調

そして、本町では男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任を持つ、男女共同参画社会の実現を目指し、前期計画の基本理念（スローガン）を継承します。

基本理念（スローガン）

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね

2. 計画の基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性として、前計画と同様に4つの基本目標を掲げます。

基本目標

1. 男女共同参画社会実現のための意識づくり
2. あらゆる分野における男女共同参画の推進
3. 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備
4. 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

基本目標1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重できる社会をつくるため、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。また、次世代を担う子どもたちが、人権を尊重しあう人間関係を育成できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などあらゆる暴力や人権侵害を許さない社会をつくるため、暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制、被害者に対する支援体制を整えます。また、性的マイノリティ⁹の方への差別解消のための啓発を行い、多様な性のあり方に関する理解を図ります。

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、対等に関わりあい活躍できる社会の実現を目指すために、地域活動等へ男女がともに参加する意識の啓発と情報の提供に努めます。

委員会や審議会等への女性の登用を高め、女性の参画を促進します。また、行政においても女性の職域拡大や男性の育児休暇・介護休暇等の取得を促進し、女性の職場での活躍及び男性の家庭への参画促進に努めます。

基本目標3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会を形成するうえで、男女がともに、生涯をつうじて健康に暮らし、生きがいを持って社会に参画することができるよう、健康保持・増進のための支援や相談体制を整備します。

また、高齢者や障がい者等を含めたすべての人がともに、生きがいを持って生活できるよう、様々なニーズに対応した支援に努めます。

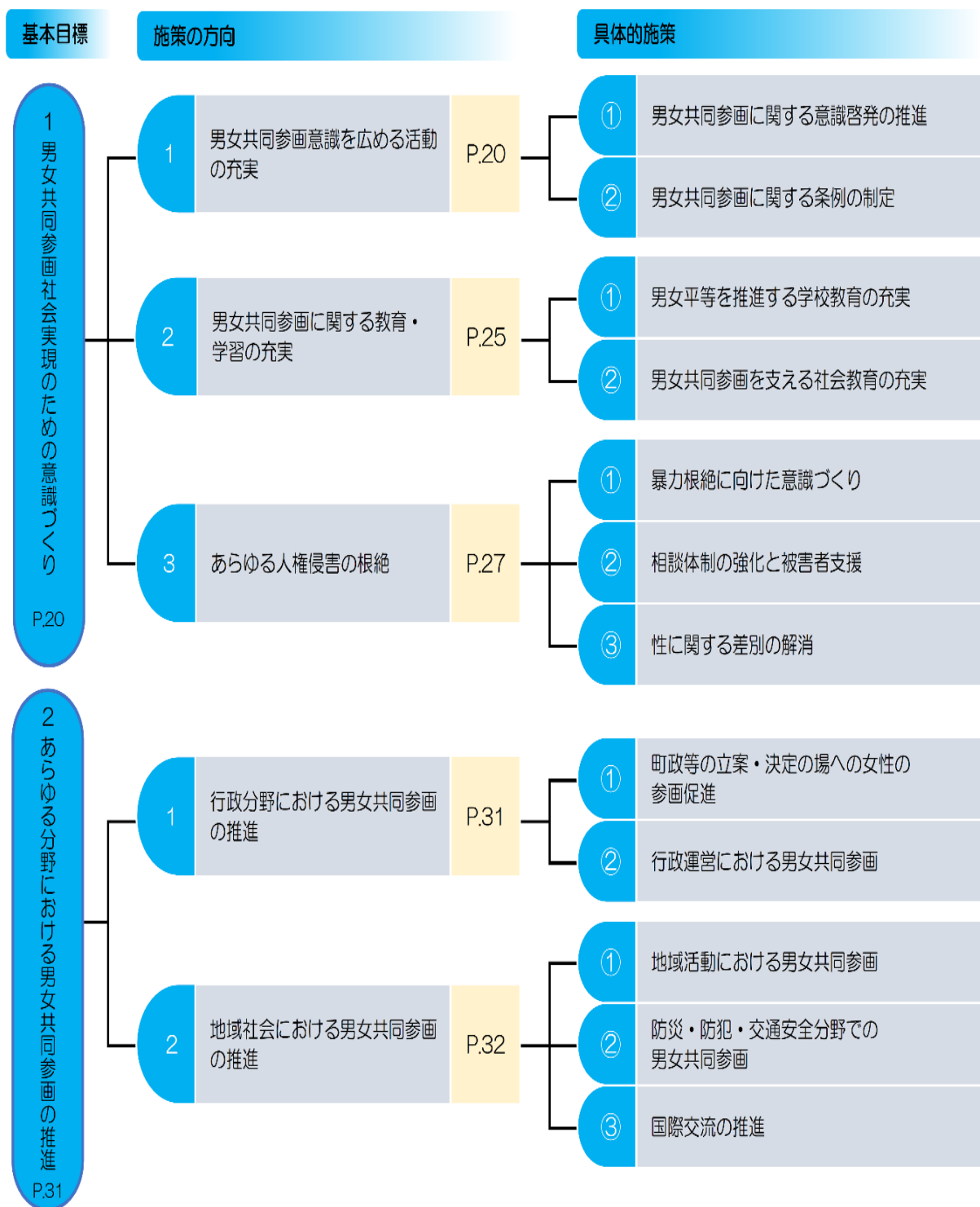
基本目標4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

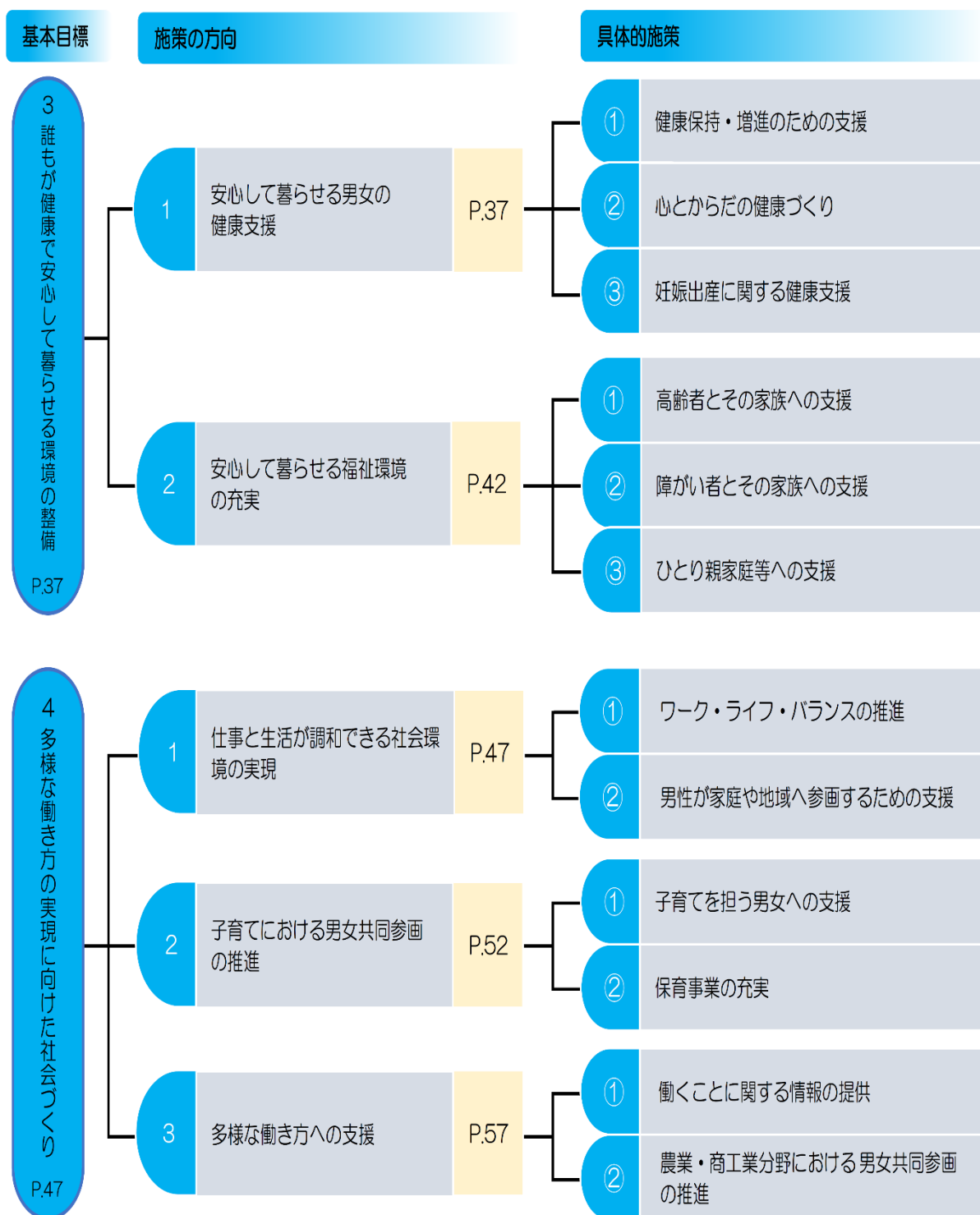
男女がともに、自らの意欲と能力を持って多様な生き方や働き方が選択できるよう、働く人の意識改革と事業者の理解が進むよう啓発活動を推進します。また、仕事や家庭の両立を可能にするため、子育てを支援する公的サービスの充実や、子どもが地域で安心して遊べる場所や機会の提供に努めます。

男女がともに、対等なパートナーとして働き続けられるよう、労働に関する法律や制度の周知、固定概念にとらわれず職業を自由に選択できるよう、様々な情報の提供に努めます。

⁹ 性的マイノリティ 同性に恋愛感情を持つ人や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない人などのこと。

3. 計画の体系





第4章 計画の内容

- 基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり
- 基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備
- 基本目標 4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり
目標値の設定

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識づくり

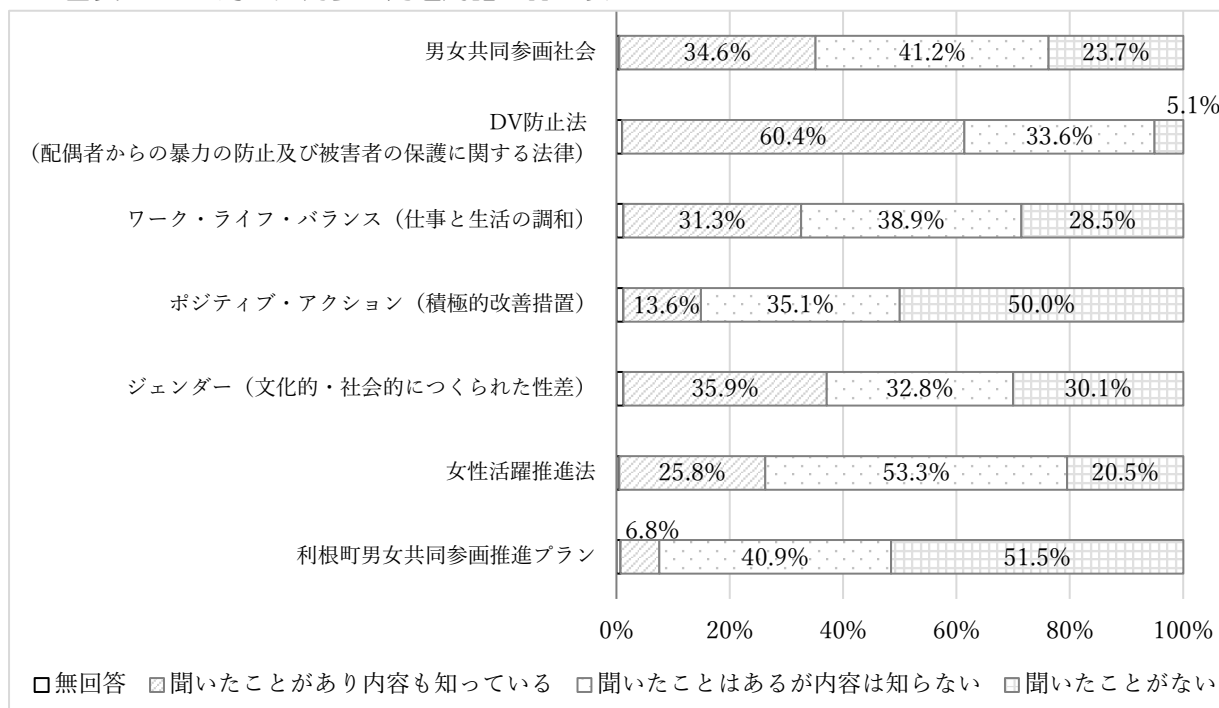
施策の方向1. 男女共同参画意識を広める活動の充実

現状と課題

①男女共同参画関連用語の認知度

住民アンケート調査結果によると、男女共同参画関連用語の認知度【図表 1-1】では、最も認知度が高かったのは「DV防止法」で、次いで「ジェンダー」、「男女共同参画社会」となっています。一方、「利根町男女共同参画推進プラン」や「ポジティブ・アクション¹⁰」については、5割以上が聞いたことがないとしており、認知度の低さが目立ちます。

図表 1-1 男女共同参画関連用語の認知度



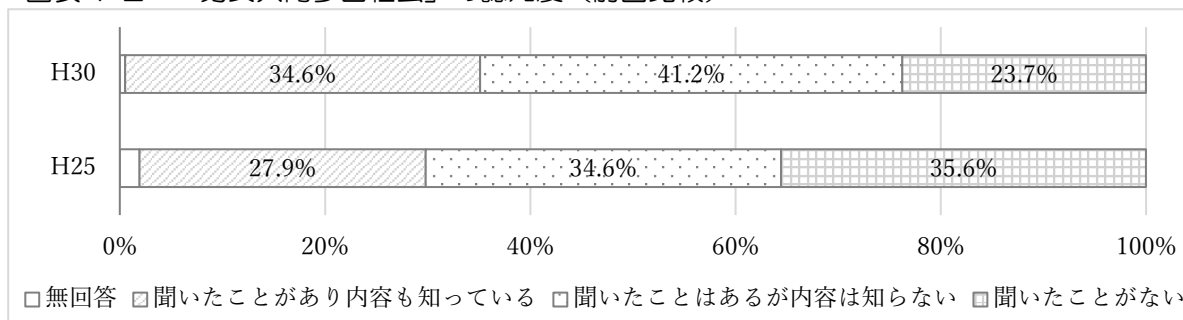
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

¹⁰ ポジティブ・アクション 従来の雇用慣行や性別役割分担意識が原因となって女性の能力発揮が妨げられている場合に、このような事実上の男女格差の解消を目指して女性労働者のために講じる措置のこと。

②男女共同参画社会の認知度

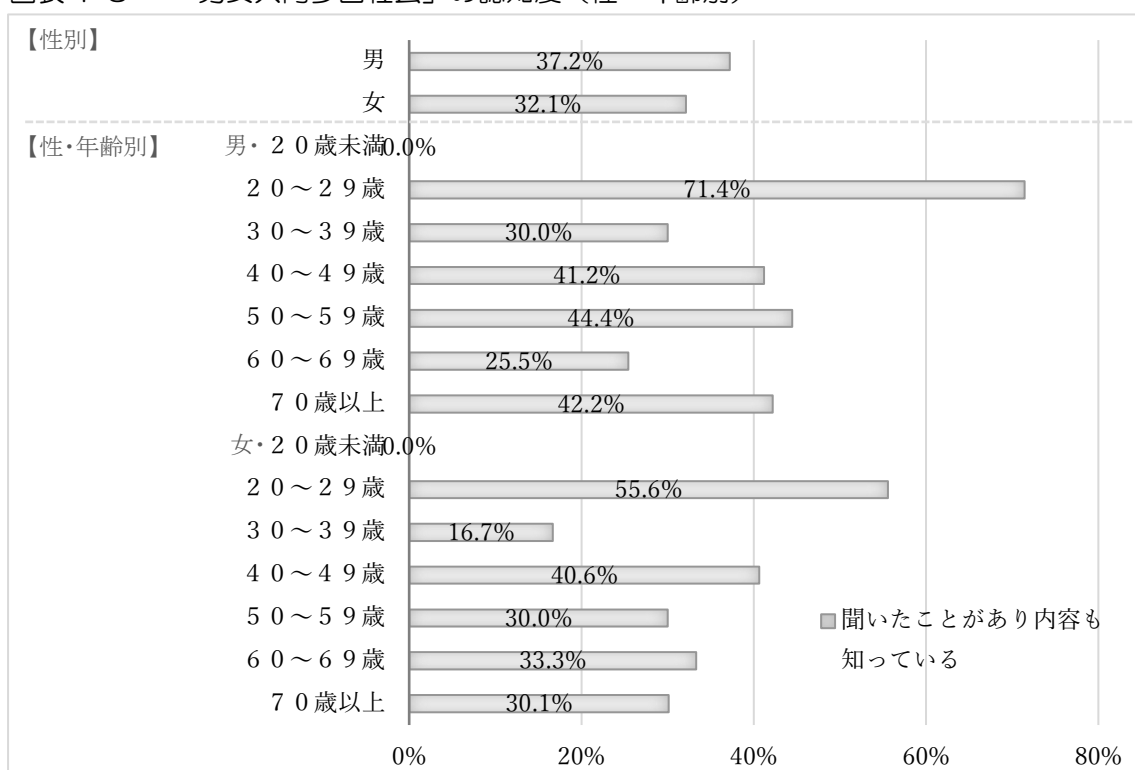
住民アンケート調査結果によると、男女共同参画社会の認知度【図表 1-2, 1-3】については、前回調査と比較すると、認知度は上がってきており、また、性・年齢別でみると、男女とも20代における認知度が高くなっています。

図表 1-2 「男女共同参画社会」の認知度（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 1-3 「男女共同参画社会」の認知度（性・年齢別）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

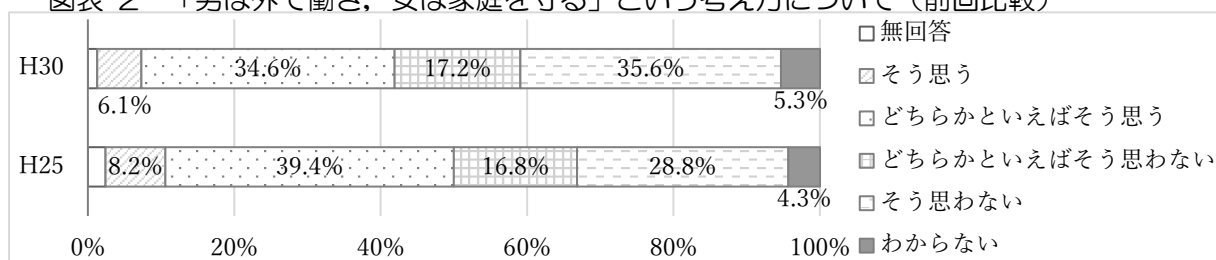
第4章 計画の内容（基本目標1）

③性別による固定的役割分担意識

住民アンケート調査結果によると、性別による固定的役割分担意識【図表2、3】については、前回調査と比較すると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方、「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある」という考え方については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と思う人が増加しています。しかし、「性別だけで決めつけていることがある」については、6割以上の人々が「そう思う・どちらかといえばそう思う」としており、性別による固定的役割分担意識がまだまだ根強く残っていることが分かります。これを解消するために繰り返しの意識啓発を推進していく必要があります。

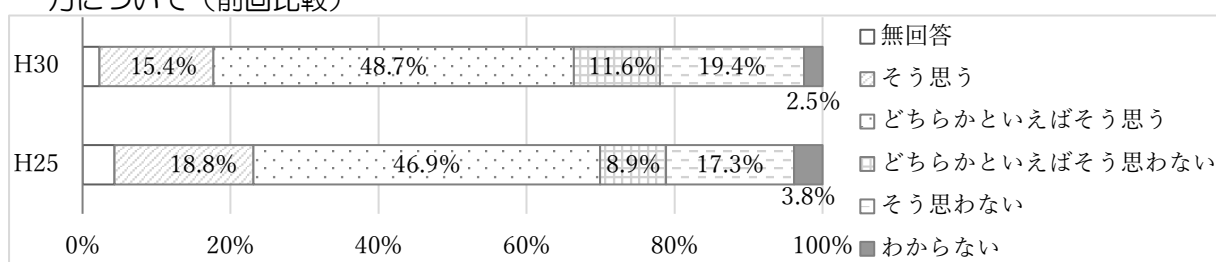
また、「結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」【図表4】については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が増加しており、従来の男性観、女性観に縛られない考え方が浸透してきていると思われます。

図表2 「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について（前回比較）



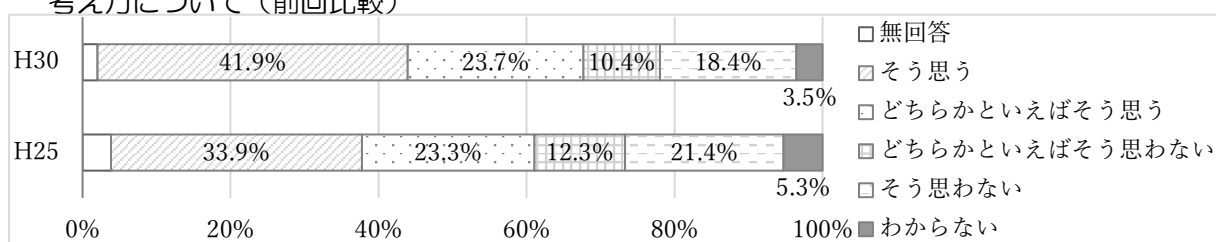
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表3 「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある」という考え方について（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表4 「結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について（前回比較）

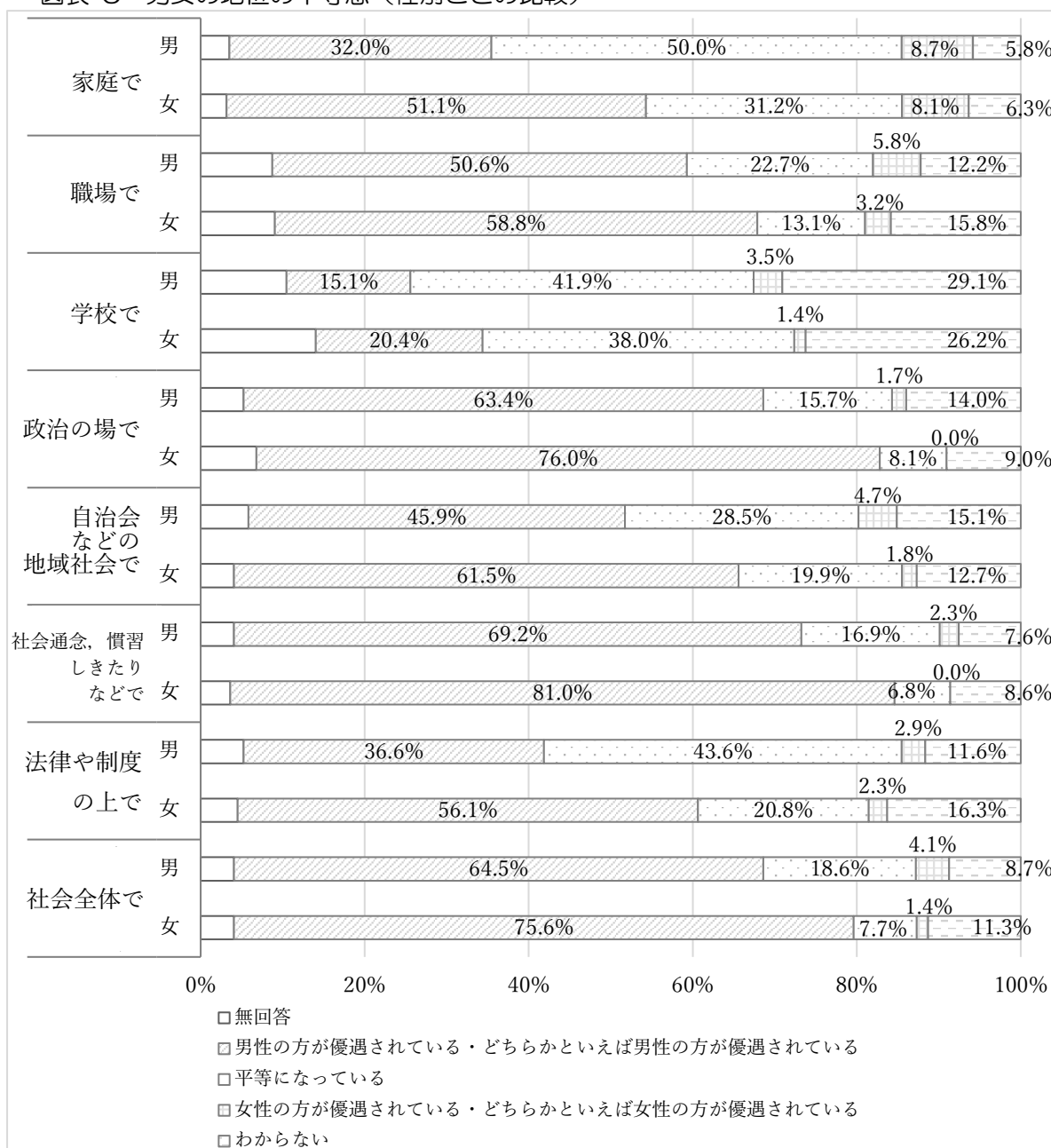


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

④男女の地位の平等感

住民アンケート調査結果によると、男女の地位の平等感【図表5】については、「学校で」の設問において平等であると思う人の割合が高いです。しかし、全般的に男性の方が優遇されていると思う人の割合が高く、社会全体で見ると、まだまだ男性優遇の傾向が見られます。また、性別で比較すると、どの設問に対しても男性より女性の方が平等になっていると思う人の割合が低く、男女間で意識に差があることがわかります。

図表5 男女の地位の平等感（性別ごとの比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

第4章 計画の内容（基本目標1）

具体的施策

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画関連の情報を広報紙や町公式ホームページ・町公式 SNS、イベント、男女共同参画コーナー等を利用して積極的に提供していきます。また、各種研修会等の情報を発信し、町民の学ぶ機会の提供と参加の促進に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発	男女共同参画に関する取り組みや関連法令について、広報紙・町公式ホームページ・町公式 SNS・イベント等で情報提供を行います。 さらに、国・県等が開催する各種セミナー等の情報を収集し、参加を呼びかけ、男女共同参画意識の啓発を図ります。	政策企画課
図書館活用による男女共同参画関係図書・資料の提供	図書館内の男女共同参画コーナーにて関連の図書やパンフレット、チラシ等を配置して情報を発信します。また、関連 DVD 等を館内で視聴できるよう設置し、男女共同参画の意識啓発に努めます。	生涯学習課

②男女共同参画に関する町民意識の把握

男女共同参画に関する町民の意識とその実態を把握し、施策に反映させるため、定期的に意識・実態調査を実施します。

事業名等	事業内容	担当課
定期的な意識・実態調査の実施	5年ごとによる男女共同参画に関する意識・実態調査や、意識啓発事業を通じたアンケートの実施をします。	政策企画課

施策の方向2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、男女の地位の平等感【P.23 図表5】については、「学校で」の設問において平等であると思う人の割合が他の分野と比べると高いですが、男女間での意識の差は見られます。

すべての人が、意欲に応じて、仕事・家庭・地域社会あらゆる分野で活躍できる社会を実現するためには、制度を整えるのみでなく、一人ひとりの考え方を变えること、さらに行動に移していくことが大切です。

次世代を担う子どもたちに、性別による固定的役割分担意識を植え付けないためにも、子どもの頃から人権を尊重する心を育むことが重要です。そのためにも、学校教育はもとより、家庭や地域社会等あらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った教育や学習活動を推進する必要があります。

また、町民一人ひとりが、男女共同参画に関する正しい理解に基づき、家庭生活や地域活動に自ら積極的に取り組むことができるよう、環境づくりや意識の啓発が重要です。

具体的施策

①男女平等を推進する学校教育の充実

小中学校において男女平等の視点に立った人権教育を推進するとともに、教職員への意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
人権教育の推進	社会科、道徳科を中心に全教科を通じた人権教育学習授業、人権に関する作品募集、老人福祉施設との交流による思いやりの心の育成授業などをつうじて、人がともに生きるにはどうしたらよいのか学習する機会を提供します。 また、人権について話し合い人権標語を決定・発表し、友達と仲良く助け合って生活することの大切さを意識づけます。	指導課
教職員向け人権教育研修会の実施	人権教育指導についての共通理解を深めるとともに、指導力の向上を目指した研修を実施します。	学校教育課 指導課

第4章 計画の内容（基本目標1）

事業名等	事業内容	担当課
自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	町内小中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒に対し、サポートを行う特別支援教育支援員を配置することにより、個々の特別な支援を必要とする児童生徒に応じた適切な教育を実施します。	指導課
小中学校における適切な性に関する指導の実施	町内小中学校の保健体育等の授業において、健康や性に関する正しい知識を学習する機会を提供します。	指導課

②男女共同参画を支える社会教育の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する研修や講演会などを実施し、町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。また、日常生活が充実したものとなるよう、趣味を見つける講座など学習機会の提供に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
生涯学習活動における男女共同参画の実施	町民が男女共同参画の意識をもって、自主的なサークル活動等を継続できるよう支援します。	生涯学習課
人権に関する講演会の実施	人権に関する幅広い認識を深める機会となるよう、講演会等を開催し、町民が人権を尊重する意識の醸成に努めます。	福祉課
男女共同参画の視点に立った講座の実施	男女がともに学び、親睦を図る機会を提供するために講座を開催します。また、働く男女が参加しやすいように土・日曜日や夜間に講座を開催する等工夫をします。	生涯学習課
男女共同参画に関する出前講座の実施	茨城県の男女共同参画推進員等と連携して、男女共同参画の意識啓発のための出前講座を実施します。	政策企画課

施策の方向3. あらゆる人権侵害の根絶

現状と課題

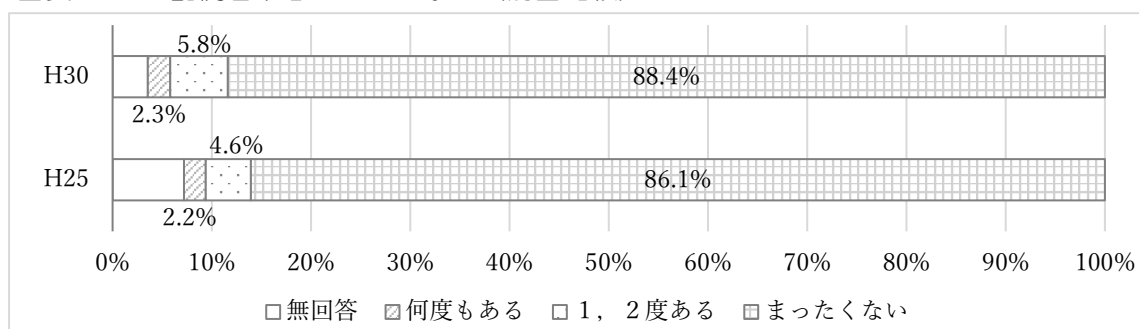
住民アンケート調査結果によると、配偶者や恋人からの暴力【図表 6-1, 6-2】については、全体としての割合は低いですが、前回調査よりも暴力行為を受けたことがあるとした人が増えています。性別で比較すると、女性の方が「ある」とした人の割合が多くなっており、被害者の多くは女性であることがわかります。また、暴力行為を受けたことがあるとした人で周囲へ相談した人【図表 7】は、4割弱となっており、相談窓口等被害者支援の強化及び周知の徹底が求められています。

男女が対等なパートナーとして社会で活躍するためにも、暴力は絶対にあってはならないものであり、重大な人権侵害です。暴力には、身体的なもののほか、精神的、性的な暴力も含まれ、また、デート DV といわれる一緒に暮らしていない交際相手からの暴力も問題となっています。

男女の人権がともに尊重され、安心して暮らすことができるよう、暴力防止に関する啓発と相談体制の充実等の被害者支援を実施し、あらゆる暴力の根絶を図る必要があります。

また、近年では、性の多様なあり方への理解が少しずつ広がってきていますが、性的マイノリティの方への偏見や差別は解消されていません。すべての人の人権の尊重のために、多様な性のあり方の理解に向けて啓発を実施する必要があります。

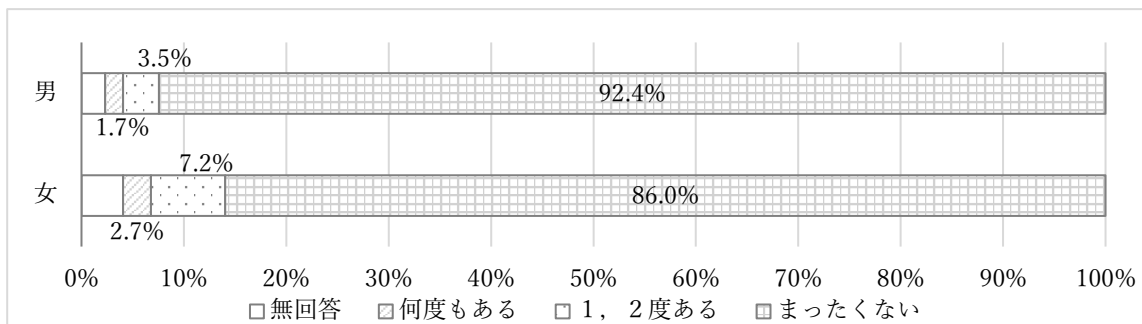
図表 6-1 配偶者や恋人からの暴力（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

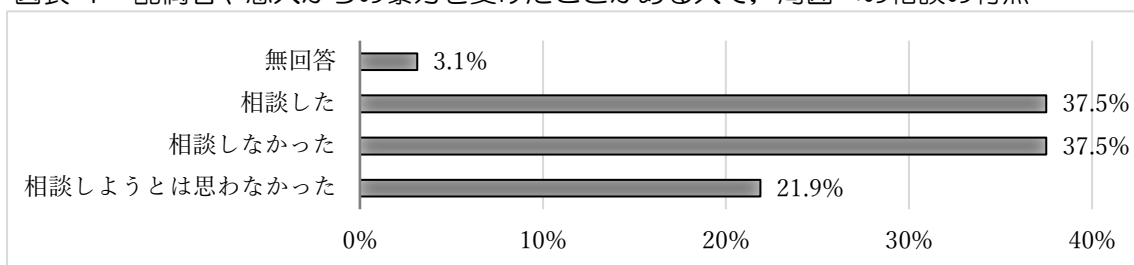
第4章 計画の内容（基本目標1）

図表 6-2 配偶者や恋人からの暴力（性別ごとの比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 7 配偶者や恋人からの暴力を受けたことがある人で、周囲への相談の有無



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①暴力根絶に向けた意識づくり

重大な人権侵害である男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等を未然に防ぐため、暴力等に関する基礎知識を認識してもらうよう啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスの根絶及びストーカー防止に関する啓発	配偶者や恋人など親密な関係者間での暴力やストーカーは犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、啓発活動を行います。	福祉課 政策企画課 総務課
セクシュアル・ハラスメント根絶に関する啓発	職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する情報を町公式ホームページ等で提供し、根絶に向けた啓発活動を実施します。	政策企画課
児童虐待の防止等に関する啓発	子どもの人権や児童虐待防止に向けた啓発を行います。	子育て支援課

②相談体制の強化と被害者支援

町民にとって、最も身近な行政である町の役割は重要であることから、的確な相談ができるよう支援情報の収集に努め、被害者が安心して相談できるよう体制を整えます。また、茨城県等の被害者支援ネットワークに繋ぐ等、被害者の安全を最優先に考えた支援に努めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えている家庭においては、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育など関係機関と連携を図りながら、児童虐待防止対策を推進します。

事業名等	事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の整備	相談窓口を設置し体制の強化に努めるとともに、各課との連携により被害者情報の漏えいに留意し、秘密を厳守します。また、問題解決に向けた質の高い相談や情報提供ができるよう人材育成を図ります。	福祉課 関係各課
ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行います。また、加害者に対し、被害者等の住民情報に関する閲覧の制限等の支援措置を行います。	福祉課 住民課
無料法律相談の実施	予約制により弁護士による相談を行います。	福祉課
人権相談の実施	人権問題等で困っている方を対象に相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を行います。	住民課
児童虐待の早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図り、よりよい育児環境づくりを目指します。	子育て支援課

第4章 計画の内容（基本目標1）

③性に関する差別の解消

性的マイノリティの方へ国や茨城県で実施している制度に関する情報の提供や多様な性のあり方に対する理解を促進するための啓発を行います。

事業名等	事業内容	担当課
性的マイノリティに関する啓発	性的マイノリティへの理解を促進するための情報提供や啓発を行います。	政策企画課 福祉課



基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向1. 行政分野における男女共同参画の推進

現状と課題

町では、町政への女性の参画機会拡大を図るため、審議会等委員への女性の積極的な登用に取り組んでおり、女性の登用率【図表8】は、取り組みを開始した平成20年と比べると10.9ポイント上昇しています。しかし、男性と比べるとその割合は依然として低い状況にあります。

男女が社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画するために、政策や方針の決定の場においても、女性の意見や考え方を十分に反映させていくことが重要です。

また、男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任を持つ、男女共同参画社会の実現に向け、男性の家庭への参画のため、男性の育児休業等の取得を促進する必要もあります。

町の男女共同参画を実効性のあるものとして進めていくためにも、庁内全体で男女共同参画に対する意識を高め、推進体制を強化していくことが求められます。

図表 8 利根町における審議会等委員への女性の登用状況(各年度4月1日調査 企画課)

平成20年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
16.0%	26.6%	26.2%	25.3%	26.9%

具体的施策

①町政等の立案・決定の場への女性の参画促進

意欲と能力ある女性が活躍する機会を広げ、女性の能力が幅広い分野で発揮されるよう、各種審議会等への女性の参画と女性職員の職域の拡大を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
審議会等女性委員の積極的な登用	審議会等の政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大するため、各種審議会等の女性委員構成割合を引き上げるよう、各課に働きかけます。	政策企画課 関係各課
女性職員の職域の拡大	能力に応じて管理職への女性の登用を図るほか、技術職など、幅広い分野に女性を配置します。	総務課

第4章 計画の内容（基本目標2）

②行政運営における男女共同参画

男女がともに働きやすい職場となるよう職員への男女共同参画意識の啓発に努めます。また、庁内においては、男女共同参画推進会議ワーキングチームを中心に施策や事業の推進を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
職員への男女共同参画意識啓発	職員が仕事をするうえで男女共同参画の視点に立った事務事業に取り組めるよう、職員に向けた男女共同参画の意識改革を図ります。	政策企画課
選挙における投票管理者・投票立会人の積極的な女性の登用	選挙の投票所における投票管理者・投票立会人に女性を積極的に登用し、女性の選挙管理業務への参画を促進します。	総務課
男性の育児休業・介護休業等取得促進	全庁的に育児・介護休業等の制度の周知を図るとともに、対象となる職員への働きかけを徹底することで、男性職員の育児・介護休業等の取得を促進します。	総務課
ハラスメント根絶に向けた取り組みの実施	町職員に対し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント ¹¹ 根絶のための意識啓発を行います。また、相談窓口を設置します。	総務課

施策の方向 2. 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、地域活動については、今後参加してみたい活動【図表9-1】では、「趣味やサークル等の活動」が最も多く、次いで「参加してみたいと思わない」となっています。特に男女とも40歳未満で参加してみたいと思わないとした割合が高く、若い世代での地域活動への意識の低さが見られます。

¹¹ パワー・ハラスメント 略して「パワハラ」ともいい、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

また、「自治会などの地域社会」における男女の地位の平等感については、内閣府が令和元年11月に実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果【図表9-2】と比較すると、国と町とで、男性優遇・平等でそれぞれ20%ほどの開きが出ています。本町は、全国と比べ、地域社会における男性優遇の考えが強く残っていると考えられます。

さらに、本町の深刻な課題である少子高齢化や単身世帯の増加は、地域社会活動の主たる場でもある住民自治組織の活動にも大きな影響を及ぼしています。

地域社会に残る古いしきたりや慣習をなくし、男性も女性も、子どもから高齢者まで、できるだけ多くの人々が参画できる地域社会を目指し、意識啓発と活動促進のための支援を進めていく必要があります。

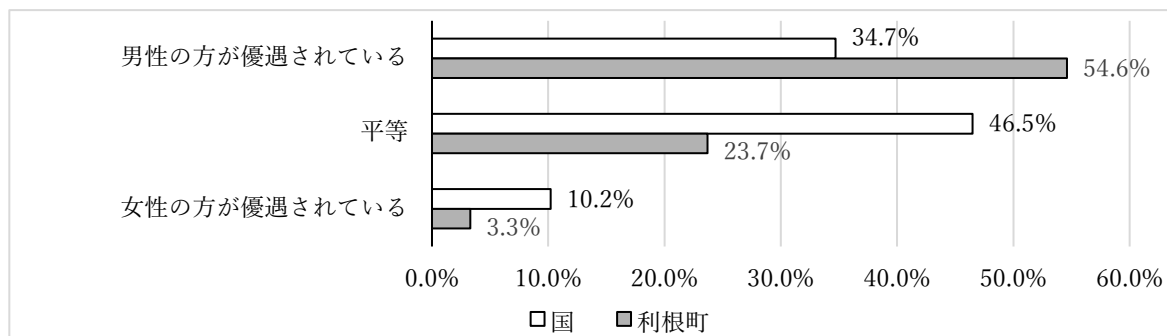
図表 9-1 今後参加してみたい地域活動

		自治会等の地域活動	各種女性の団体の活動	保護者会、PTA活動	子ども会等の指導や世話	趣味やサークル等の活動	ボランティア等の社会活動	政策決定に関わる活動	その他の活動	参加してみたいと思わない
男		14.5%	0.6%	1.2%	4.1%	34.9%	19.2%	9.3%	8.7%	25.0%
女		8.1%	6.8%	5.4%	5.0%	32.1%	15.4%	3.6%	6.3%	24.9%
男	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	20～29歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	71.4%
	30～39歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%	60.0%
	40～49歳	23.5%	5.9%	5.9%	11.8%	52.9%	23.5%	17.6%	5.9%	5.9%
	50～59歳	11.1%	0.0%	5.6%	0.0%	44.4%	27.8%	11.1%	11.1%	22.2%
	60～69歳	16.4%	0.0%	0.0%	5.5%	41.8%	23.6%	5.5%	7.3%	21.8%
	70歳以上	15.6%	0.0%	0.0%	3.1%	26.6%	14.1%	10.9%	12.5%	21.9%
女	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～29歳	0.0%	11.1%	22.2%	11.1%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	44.4%
	30～39歳	12.5%	4.2%	12.5%	20.8%	20.8%	20.8%	4.2%	4.2%	33.3%
	40～49歳	3.1%	0.0%	12.5%	3.1%	21.9%	25.0%	3.1%	9.4%	15.6%
	50～59歳	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.0%	20.0%	5.0%	20.0%	30.0%
	60～69歳	15.9%	15.9%	3.2%	3.2%	47.6%	17.5%	4.8%	7.9%	19.0%
	70歳以上	4.1%	4.1%	1.4%	2.7%	27.4%	6.8%	2.7%	1.4%	27.4%

資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告（H31）

第4章 計画の内容（基本目標2）

図表 9-2 「自治会などの地域社会」における男女の地位の平等感（国との比較）



国 n=2,645 利根町 n=396

具体的施策

①地域活動における男女共同参画

地域社会活動に対する理解が深まり、子どもから高齢者まで幅広い世代の町民が参画できるよう、情報提供や参加を促す意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
住民自治組織における男女共同参画意識の啓発	住民自治組織活動において、男女共同参画意識の醸成を図るために、区長会の会議等において各組織の代表の方に対し、意識啓発や研修会等の情報提供を行います。また、新年度の区長等の推薦時に、女性の区長や班長を推薦していただけるよう積極的な啓発を行います。	総務課
大学連携事業による地域の活性化	日本ウェルネススポーツ大学の学生や教授等の持つ専門知識を活用し、地域住民や子どもたちとのスポーツや健康づくり等をつうじた交流を図ります。	政策企画課 関係各課
ふれあい楽集バンク事業	いつでも、どこでも、だれでもが学び、そして教えあえるよう、登録されたボランティア指導者の方々に講座等の講師になっていただき、町内の生涯学習の輪を広げるための人づくり、地域づくりを推進します。	生涯学習課
町民参加による美化活動の推進	クリーン作戦、霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦等の地域活動に参加することで、環境美化とともに町民相互の交流を図ります。	生活環境課

②防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

地域における防災・防犯・交通安全等の活動は、地域住民のつながりや地域力の向上にも結びつく重要な地域活動といえます。男女がともに地域活動に参画し連帯感を深め、安全・安心なまちづくりが推進されるよう、女性の参画を促進します。さらに、災害時における対応にあたっては、女性の視点を取り入れ、様々な人々に配慮した防災体制を整えます。

また、子どもたちが自ら危険を回避できるよう、防犯教育や交通安全教育を推進します。

事業名等	事業内容	担当課
災害時における復旧・復興の場への女性の積極的な参加促進	女性や子ども、高齢者、障がい者等に十分に配慮されたものとなるよう、女性視点を取り入れた防災備品の確保及び避難所の運営を実施します。また、避難所の運営を円滑に行うため、女性リーダーの育成を推進します。	防災危機管理課
地域の防災活動への女性の積極的な参加促進	女性や乳幼児にも配慮した避難対策が講じられるよう、自主防災組織や住民自治組織への女性の積極的な参画促進を図ります。	防災危機管理課
女性消防団による防火・防災活動の推進	幼稚園や保育園、またイベント等で、女性消防団員による火災時の対応や災害時の非常持ち出し品の紹介などを行い、女性視点で防火・防災活動を推進します。	防災危機管理課
町民参加による防犯活動・防犯教育の推進	防犯連絡員や自主防犯活動において、男女がともに参画し子どもたちの見守りや青少年の健全な育成に寄与するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。また、小学校で安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に不審者対応防犯教室等を実施します。	防災危機管理課 学校教育課
子どもを守る110番の家・児童登下校時見守り事業の実施	事件、事故から子どもを守るため、警察や小中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した一般家庭や商店等を緊急避難場所として、「子どもを守る110番の家事業」を実施します。また、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりの一環で、児童が登下校する際に地域ボランティアによる見守りを行います。	学校教育課
交通安全教育の実施	交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会が連携し、男女それぞれの視点から交通安全の啓発を行います。	防災危機管理課

第4章 計画の内容（基本目標2）

③国際交流の推進

国際的視野を持った人材育成を図るため、子どもたちの英語教育の推進及び国際交流ボランティアの活動を支援します。また、町内に居住する外国人の利便性向上のための情報提供を充実させます。

事業名等	事業内容	担当課
国際理解教育の推進	小中学校に英語指導講師（ALT）を配置し、語学の習得だけでなく、外国への理解を深め、国際感覚を身につけるための学習環境を整えます。	指導課
英語教室事業の実施	小学生を対象とした英語教室を実施することで、学年地域関係なく子どもたちが交流しながら、英語を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
国際交流に関する活動支援	日本文化、外国文化の相互理解を促進します。また、国際交流を推進するボランティア団体を支援します。	生涯学習課
外国人への情報提供の充実	外国人住民の利便性の向上を目的として、外国語版ホームページを充実させ、生活や防災情報等を提供します。	総務課



基本目標 3 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

施策の方向1. 安心して暮らせる男女の健康支援

現状と課題

住民アンケート調査結果によると、日常生活での不満、悩み、苦勞、ストレス【図表 10-1】については、60歳未満の方においては、ある・多少あると回答された人が6割以上となっています。その原因【図表 10-2】については、60歳未満の男性では「仕事関係の問題」、60歳未満の女性では「家庭問題」が多くなっています。また、60歳以上では、男女とも「健康問題」が多くなっています。

男女が互いの身体的性差を理解し尊重しあいながら、ともに健やかに安心して暮らすことは、男女共同参画社会形成の大前提となります。ライフステージに合わせて、男女それぞれが直面する健康上の問題について、互いに理解し、すべての人が生涯をつうじて健康に暮らせるよう、健康をあらゆる面から支援する必要があります。

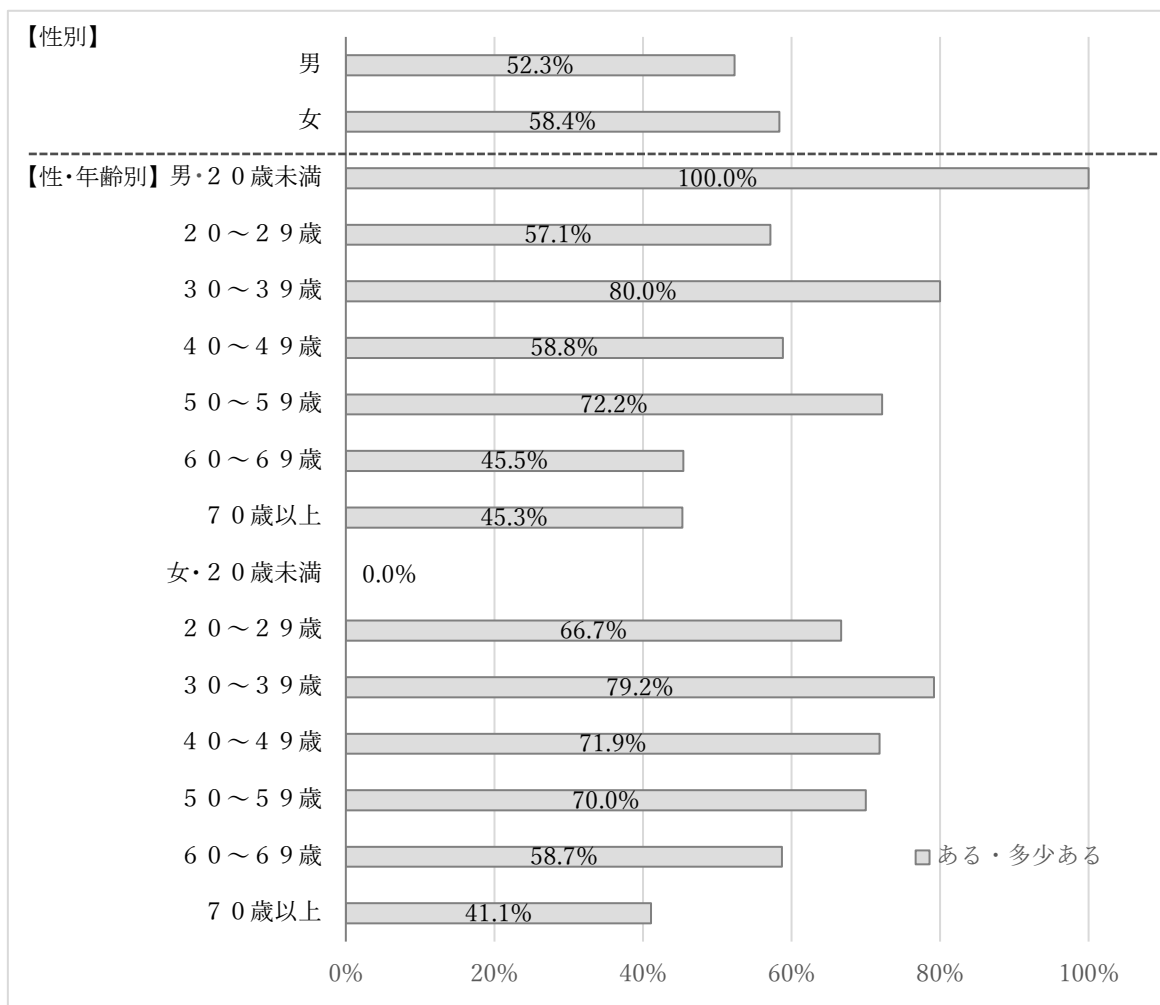
特に、女性は、妊娠出産等の女性特有の健康上の問題があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹²という考えにより、女性には妊娠や出産を自ら決める権利があります。すべての女性が生涯をつうじて、健康のために自らのからだについて正しい知識を持ち、健康管理ができるよう支援し、また、周囲も女性特有の問題を理解し、女性の思いを尊重する必要があります。



¹² リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

第4章 計画の内容（基本目標3）

図表 10-1 日常生活での不満，悩み，苦勞，ストレスのある人



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



図表 10-2 日常生活での不満、悩み、苦勞、ストレスの原因

		無回答	家庭問題	健康問題	経済的な問題	仕事関係の問題	男女問題	学校問題	その他
男		3.3%	18.9%	46.7%	6.7%	40.0%	3.3%	2.2%	8.9%
女		7.0%	48.8%	42.6%	22.5%	21.7%	5.4%	3.9%	17.1%
男	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	20～29歳	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%
	30～39歳	0.0%	25.0%	62.5%	25.0%	75.0%	12.5%	0.0%	0.0%
	40～49歳	0.0%	20.0%	10.0%	0.0%	90.0%	0.0%	10.0%	10.0%
	50～59歳	7.7%	15.4%	7.7%	23.1%	61.5%	7.7%	0.0%	7.7%
	60～69歳	4.0%	16.0%	52.0%	4.0%	28.0%	4.0%	0.0%	4.0%
	70歳以上	3.4%	20.7%	75.9%	0.0%	13.8%	0.0%	0.0%	13.8%
女	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～29歳	0.0%	33.3%	50.0%	50.0%	33.3%	16.7%	0.0%	0.0%
	30～39歳	0.0%	73.7%	42.1%	42.1%	21.1%	21.1%	5.3%	10.5%
	40～49歳	0.0%	56.5%	26.1%	34.8%	52.2%	4.3%	17.4%	17.4%
	50～59歳	57.1%	57.1%	21.4%	28.6%	35.7%	0.0%	0.0%	14.3%
	60～69歳	0.0%	43.2%	51.4%	10.8%	8.1%	2.7%	0.0%	16.2%
	70歳以上	3.3%	33.3%	53.3%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	26.7%

資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①健康保持・増進のための支援

男女が自らの健康保持のために、積極的に体力向上等の活動に取り組めるよう支援します。

事業名等	事業内容	担当課
スポーツ振興と推進体制の充実	地域に根ざしたスポーツを推進するため、スポーツ協会やスポーツ少年団を支援します。また、地域のスポーツの発展に寄与することを目的に、スポーツ推進委員等に、多様なスポーツの指導者を委嘱することにより推進体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
スポーツイベントの開催	町民の健康増進及び交流機会の提供を目的とした、誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として町民運動会を実施します。また、スポーツをつうじた健康増進と、近隣地域とのコミュニケーションを図るためにウォーキング大会や駅伝大会を実施します。	生涯学習課
学校体育施設開放事業	平日の夜間、土・日曜日等に学校の体育施設を地域住民のスポーツ活動に開放します。	生涯学習課

②心とからだの健康づくり

男女が、自らの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、各種検診や健康相談の実施、学習機会の提供に努めます。また、心の健康づくりのための支援も実施します。

事業名等	事業内容	担当課
特定保健指導事業等の実施	生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、特定健康診査を実施し、その結果により、特定保健指導対象者に対し、生活習慣改善指導を実施します。また、重症化予防のため、糖尿病性腎臓病患者への早期の保健指導を実施します。	保険年金課
検診・健康相談・健康教育の実施	各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、生活習慣病及び重症化予防のための講演会、相談、教育を実施します。	保健福祉センター
心の健康づくりの推進	精神保健相談やこころの健康づくり講演会を実施します。また、自殺予防を目的としたゲートキーパー ¹³ 研修会の実施や心の健康づくりカレンダーの作成及びメンタルヘルスチェック「心の体温計」の活用を推進します。	保健福祉センター
食育の推進	食生活改善推進員を中心に、食生活の重要性を啓発し、生活習慣病予防のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に努めます。	保健福祉センター
教育相談事業の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、不安や悩みを持つ児童生徒の心のケアに努めます。	指導課

¹³ ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

③妊娠出産に関する健康支援

妊娠出産に関する知識の普及や母子・乳幼児の健康管理の向上を図るための支援に努めます。また、父親が妊娠出産期に主体的に関われるよう、男性が参加しやすい学習機会の提供に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで一貫して、健康状態などを記録する手帳を交付します。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の生活についての相談や必要なサービスの紹介をします。	保健福祉センター
妊産婦医療福祉費支給制度	妊産婦の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、医療費の一部を助成します。	保険年金課
妊産婦健康診査及び妊産婦保健指導の実施	女性のからだに多くの変化を伴う妊娠出産の経過を不安なく過ごせるよう、妊娠中に必要な健康診査の費用を一部助成し妊産婦健康診査の受診率を促します。また、妊産婦やその家族に対し、妊娠出産の悩みについて相談に応じたり、保健指導、家庭訪問等を行います。支援が必要な人には同意を得て関係課や医療機関と連携をとり支援を開始します。	保健福祉センター
マタニティスクール（両親学級）の実施	妊産婦やその夫・家族に対して妊娠・出産・育児についての知識の普及や実技体験をとおして、親になるための準備をする機会を提供します。また、父親の育児参加や参加者同士の仲間づくりを促します。	保健福祉センター
新生児訪問の実施	新生児とその親に対して、成長・発達の確認や育児などについて訪問指導を行います。	保健福祉センター
乳幼児健康診査・乳幼児訪問指導の実施	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します（3～5ヶ月児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・3歳児眼の検診）。また、乳幼児やその親を対象に訪問指導を行います。	保健福祉センター
不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部助成を行います。	保健福祉センター

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）運営事業の推進	妊娠期から就学前の子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートを行います。妊娠・出産・育児に関する相談の対応や関連機関との連携による支援を行います。	保健福祉センター

施策の方向2. 安心して暮らせる福祉環境の充実

現状と課題

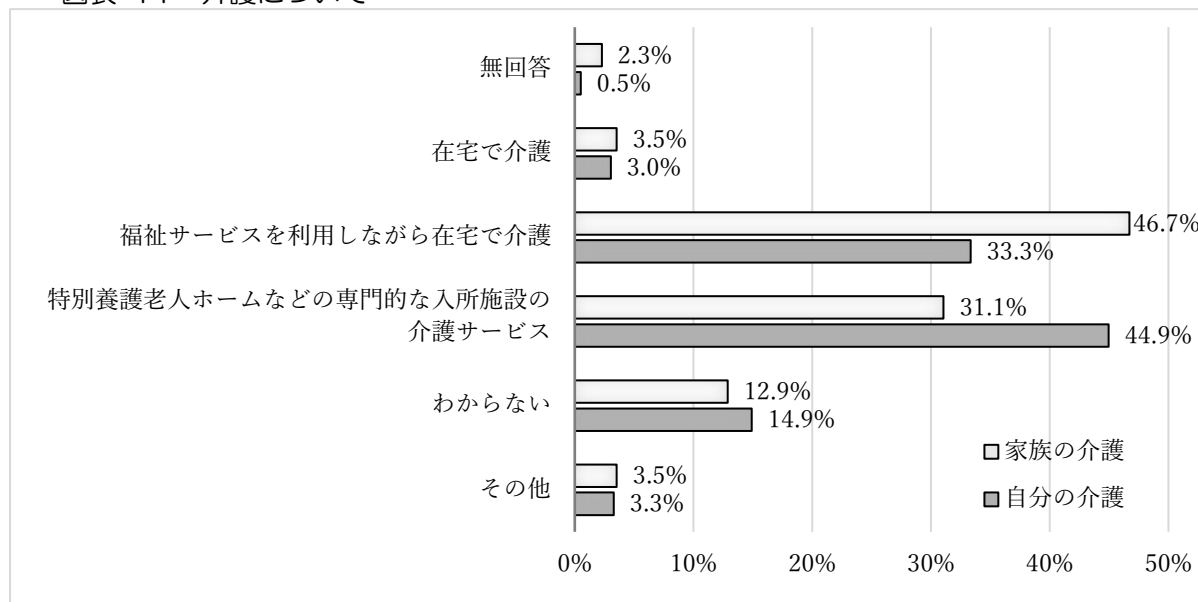
住民アンケート調査結果によると、介護【図表 11】については、家族を介護する立場になった場合においては、「福祉サービスを利用しながら在宅で介護を行う」が最も多く、自分が介護される立場になった場合においては、「特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受けたい」が最も多くなっています。

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成31年4月1日現在で42.5%となっており、今後も増加が続く見込みです。

高齢化が進み、高齢者のひとり世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、介護の需要も増加しています。高齢者が人として尊重され、地域のなかで生きがいを持って自立した生活ができるよう、社会全体で支える支援体制の整備が求められています。

また、高齢者に限らず、障がい者やひとり親家庭等、生活するうえで様々な困難を抱える方が、家庭や地域のなかで安心して暮らせる環境を整えることは、それを支える人にとっても重要なことです。高齢者や障がい者等とその家族が安心して社会生活が送れるよう、生活支援や自立支援が求められています。

図表 11 介護について



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①高齢者とその家族への支援

高齢者が家庭や地域のなかで安心して暮らせるよう、生きがいづくりや介護予防、生活自立支援等の充実に努めるとともに、必要に応じた高齢者福祉サービス、介護保険サービスを提供します。

また、介護を担う家族に対する負担の軽減を図り、介護は男女がともに担うべき責任と役割があるという意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
高齢者福祉情報の一元化	必要な情報を的確に利用できるよう、行政が提供している福祉サービスの情報をリンクした町公式ホームページの充実を図ります。	総務課 関係各課
公共施設の高齢者に対する施設整備	公共施設に高齢者が安心して来所できるよう、施設内の危険箇所を点検し、段差の解消や手すりの設置、高齢者向けトイレリフォームを行うなど施設整備に努めます。	財政課 関係各課
高齢者の社会参加機会の拡大（老人クラブ連合会助成事業）	町内における老人クラブ活動の活性化と、高齢者の社会参加を促進します。老人クラブ連合会女性委員会の移動教室や老人大学、演芸大会開催への支援を行います。	福祉課

第4章 計画の内容（基本目標3）

事業名等	事業内容	担当課
ふれ愛タクシー・福祉バスの運行	交通弱者の移動手段を確保するため、ふれ愛タクシー・福祉バスを運行し、さらなる利便性向上に努めます。	政策企画課 保健福祉センター
ひとり暮らし高齢者への支援	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、「緊急通報システム」や「愛の定期便」等を活用した見守る体制を整え、支援します。	福祉課
高齢者買い物支援事業	高齢化が進行するなか、交通手段等を理由に生活必需品（衣料品、日用雑貨等）の購入に不便を感じている一人暮らし高齢者等が、地域で安心して暮らせるようドアツードアの買い物支援を行います。	福祉課
高齢者等買い物弱者移動販売事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要な食料品や生鮮産品、日用雑貨等の買い物が困難な状況にある高齢者や障がい者等に対し、地域拠点へ出向いた移動販売を実施します。	福祉課
地域包括支援センター運営事業の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう包括的及び継続的な支援を行います。また、多様な社会資源を活用できるよう事業を推進します。	福祉課
介護予防事業（地域活動支援事業）の実施	「フリフリ地区運動集会」や「シルバーリハビリ体操」などの住民主体の介護予防活動を推進し、地域活動への積極的な参加やボランティアの育成等を支援します。	保健福祉センター
介護予防事業（一般介護予防事業）の実施	高齢者が要介護状態等になるのを予防するために、各種介護予防教室や講演会、相談等の事業を実施し、一人ひとりのいきがいや自己実現のための活動的な取り組みを支援します。	保健福祉センター 福祉課
介護家族への支援	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう「介護者のつどい」や介護講演会を実施するとともに、徘徊高齢者家族支援サービスによる支援を行います。	福祉課

②障がい者とその家族への支援

障がいのある方も、家庭や地域社会のなかで安心して生活できる社会を目指し、男女共同参画の視点に立った配慮と障害者自立支援法に基づくサービスを実施します。

事業名等	事業内容	担当課
障がい者の日常生活の支援	障がい者の自立の幅を広げるために、住宅リフォーム費用の助成や日常生活用具等の購入費用を補助するなど、経済的な支援を行います。	福祉課
障がい者の社会参加支援	障がい者が地域社会のなかで安心して生活し、積極的に社会参加できるよう、移動支援やコミュニケーション支援を行います。	福祉課
理学療法によるリハビリの実施	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、理学療法に基づく身体機能訓練を実施します。	保健福祉センター
短期入所（ショートステイ）事業の実施	自宅で障がい者（児）を介護する方が疾病や冠婚葬祭等により介護ができない場合などに、施設に短期入所し一時的な保護を受けられるサービスを実施します。	福祉課
放課後等デイサービス事業の実施	学校在学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の居場所を提供するとともに、生活能力向上のための訓練等を実施します。	福祉課
障がい者への相談体制の充実	障がい者が家庭や地域社会のなかで安心して生活できるよう、窓口での相談支援のほか、身体障害者相談員や知的障害者相談員などによるピアカウンセリング ¹⁴ を実施するための場を創設します。また、地域活動支援センターⅠ型による相談支援の実施や福祉サービス利用者全員に利用計画書を作成し、安心して福祉サービスが受けられる体制を整えます。	福祉課
重度心身障害者医療福祉費支給制度	身体障害者手帳1・2級、又は3級の内部障がい者に該当する方、療育手帳の判定が『A』又は『マルA』に該当する方、国民年金等の障害年金が1級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方などで、所得が基準額以下の場合に医療費の一部を助成します。	保険年金課
重度心身障害者介護慰労金支給制度	在宅の重度心身障がい者を介護する方に介護慰労金を支給します。	福祉課

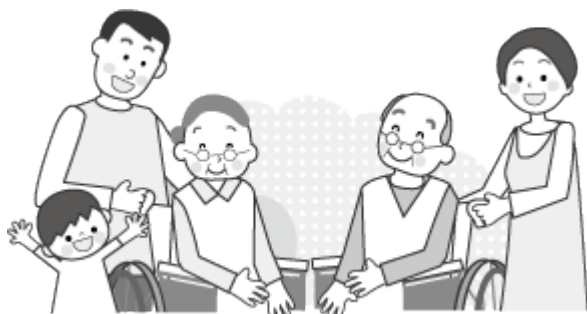
¹⁴ ピアカウンセリング 同じ職業や障がいを持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングのこと。

第4章 計画の内容（基本目標3）

③ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の経済的生活の安定と自立の促進を図るために、関係機関との連携により、相談や必要な支援を行います。

事業名等	事業内容	担当課
児童扶養手当・ひとり親家庭への支援制度に関する情報提供	ひとり親家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当や各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
要・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により公立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な学用品費、医療費、修学旅行費、学校給食費等の補助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭医療福祉費支給制度	ひとり親家庭の母子又は父子の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、子が18歳になる学年末まで（重度障がいの場合及び高校在学の場合は20歳まで）医療費の一部を助成します。	保険年金課



基本目標 4 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

施策の方向1. 仕事と生活が調和できる社会環境の実現

現状と課題

①ワーク・ライフ・バランスの認知度

住民アンケート調査結果によると、男女共同参画関連用語の認知度【P.20 図表 1-1】の中の「ワーク・ライフ・バランス」については、28.5%が聞いたことがないとしています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動等のバランスをとりながら生活する環境をつくる必要があります。男女がともに「仕事」と家事、育児や介護、趣味などの「生活」、どちらを重視するかではなく、どちらも充実し、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択できるようにするために、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた支援を進めていく必要があります。

②家庭生活における役割分担

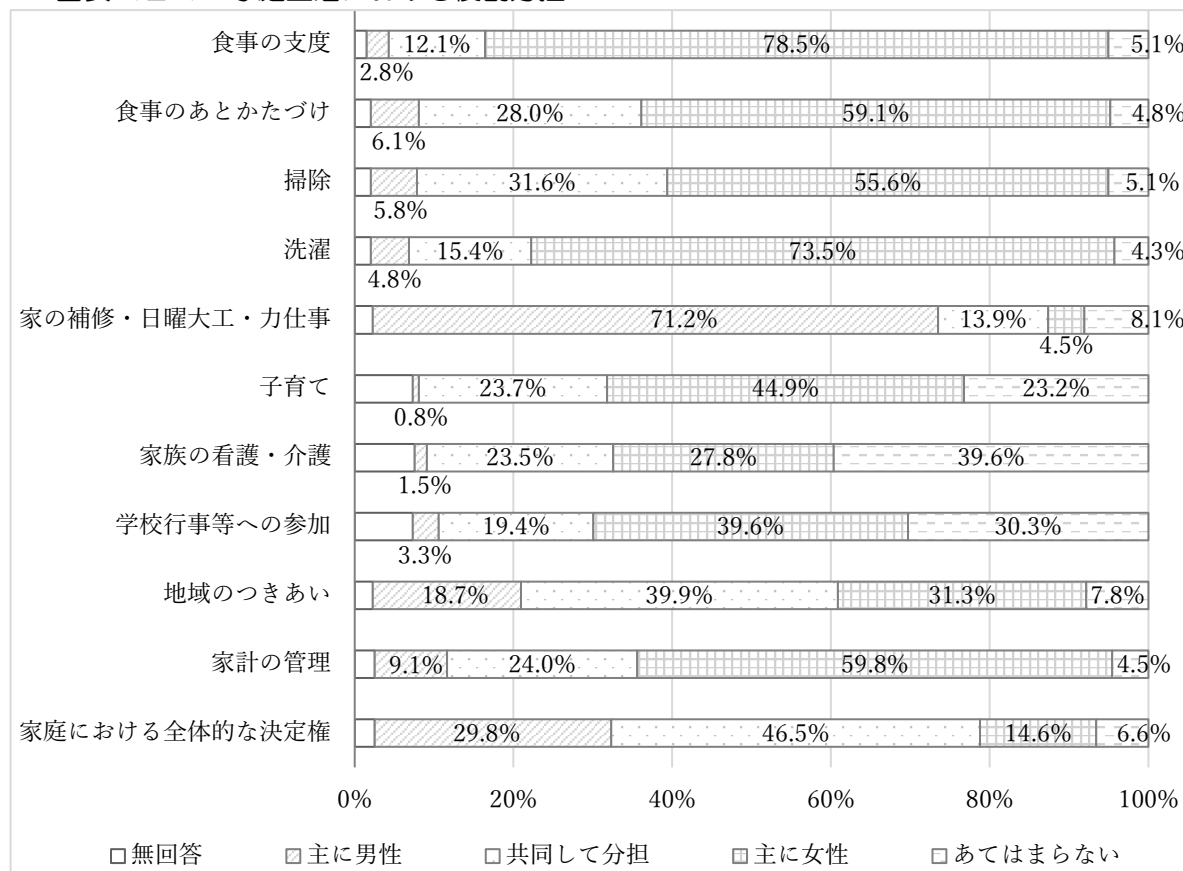
住民アンケート調査結果によると、家庭生活における実際の役割分担【図表 12-1】については、家事全般・子育て・介護において、ほとんどを女性が負担しています。また、性別で比較【図表 12-2】すると、女性より男性の方が「共同して分担」とした割合が高く、男女間で実際の役割分担への感じ方の差が見られます。

また、家庭での役割分担の満足度【図表 12-3】については、「不満である」「どちらかといえは不満である」とした割合は、男性が4.1%なのに対し、女性は20.8%となっています。



第4章 計画の内容（基本目標4）

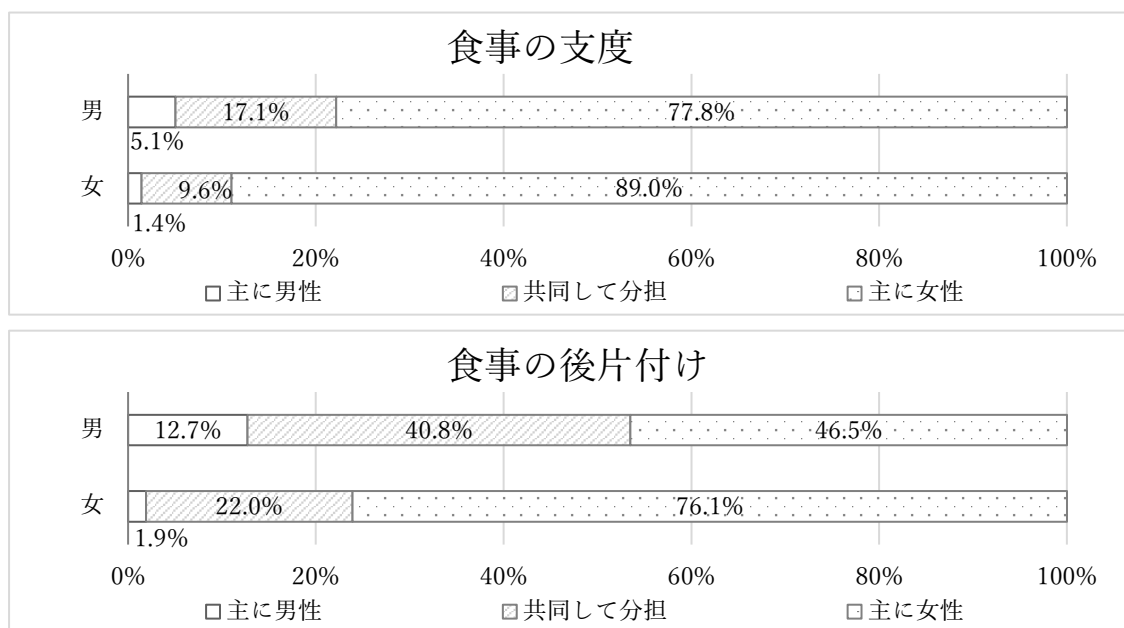
図表 12-1 家庭生活における役割分担



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 12-2 家庭生活における役割分担（性別ごとの比較，一部抜粋）

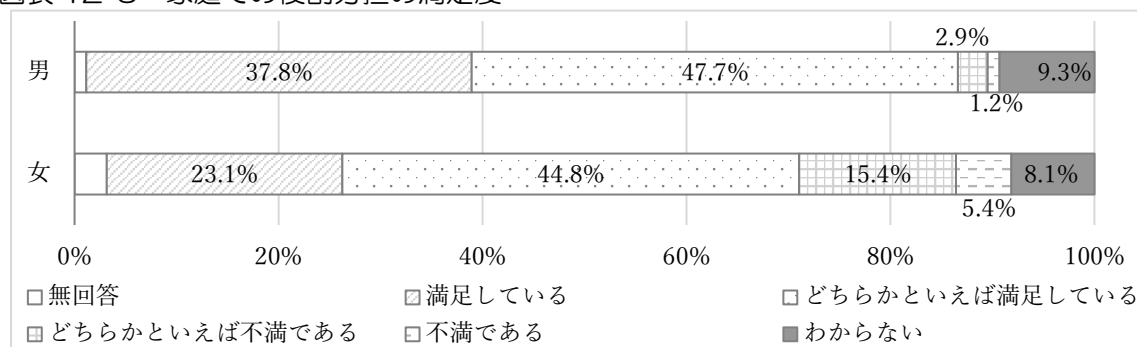
※「無回答」、「あてはまらない」を除いて集計





資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 12-3 家庭での役割分担の満足度



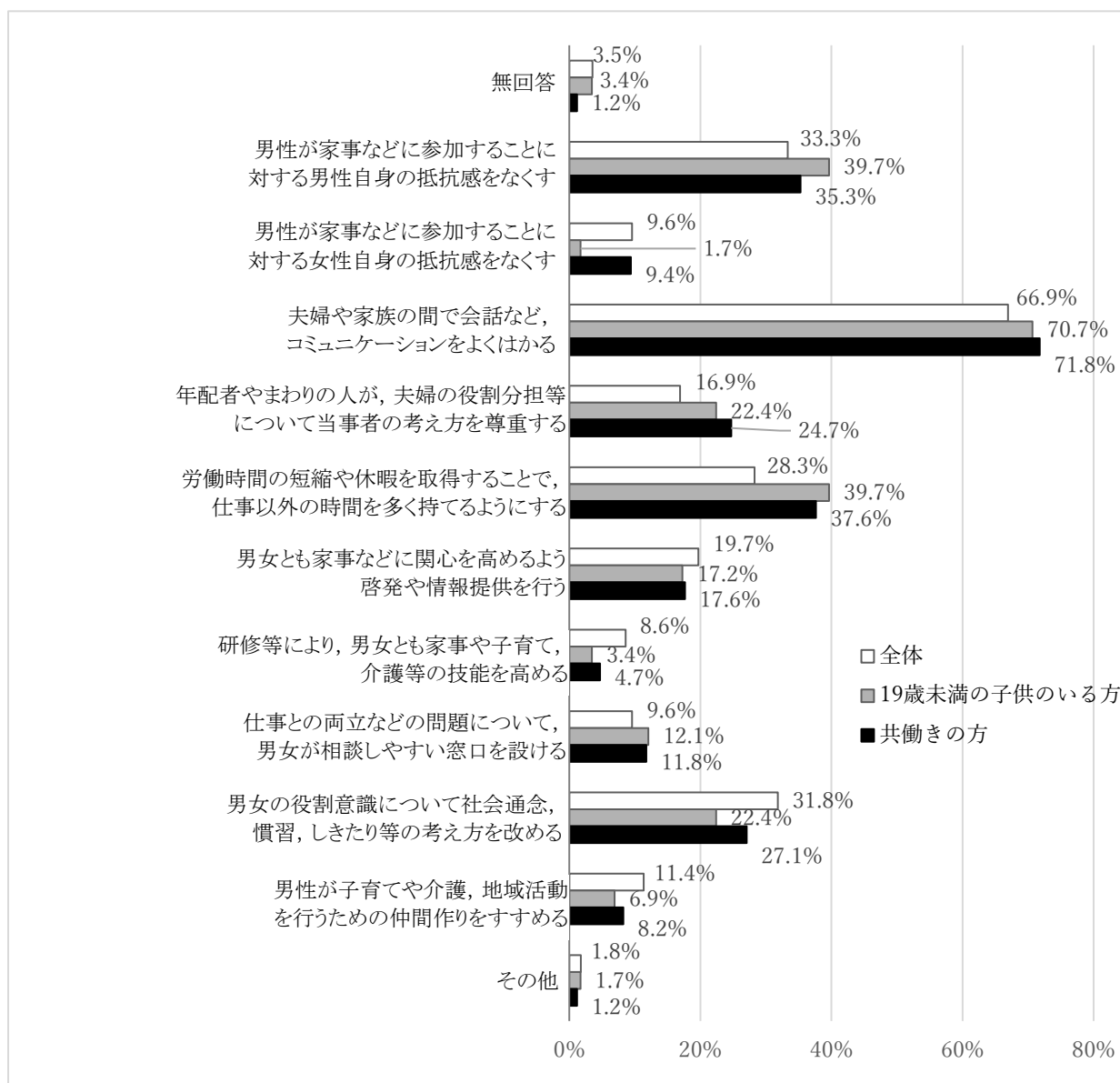
資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

第4章 計画の内容（基本目標4）

③男女の役割分担

住民アンケート調査結果によると、男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこと【図表 13】については、「夫婦や家族の間に会話など、コミュニケーションをよくはかる」が最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」となっています。仕事の状況や子どもの有無別で見ると、共働きの方及び19歳未満のお子さんのいる方では、「労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする」が全体と比べ多くなっており、休暇制度取得促進のための周知を引き続き行っていく必要があります。

図表 13 男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこと



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①ワーク・ライフ・バランスの推進

町民がやりがいや充実感を持って働き、健康的でゆとりのある生活を送るためには、仕事と生活の調和が必要なこと、また、この社会を実現するために、仕事優先の働き方の見直しや男性が家事や子育て等へ積極的に参画することへの必要性について、意識啓発に努めます。

事業名等	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、ワーク・ライフ・バランスのあり方を考える機会を提供します。また、国や地方自治体、企業等の取り組みを紹介し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を行います。	政策企画課
育児・介護休業制度の周知	町民・事業者に対し、育児・介護休業制度を周知し、取得の促進を図ります。	政策企画課

②男性が家庭や地域へ参画するための支援

男女共同参画の意義について、男性に向けた意識啓発を図るとともに、家事や子育て、介護、地域におけるボランティア活動を適正に評価して、男女がそれぞれの役割を分担し合うことについての理解促進に努めます。また、男性向け講座等を実施する等、学習する機会を提供します。

事業名等	事業内容	担当課
男性が参画するための支援	男性自身の性別による固定的役割分担意識の解消を図り、家庭生活・地域活動への積極的な参画を促進するための情報提供を行います。	政策企画課
男性向け講座の開催	男性が参加しやすい講座を開催し、男性の参画を支援します。	生涯学習課

施策の方向2. 子育てにおける男女共同参画の推進

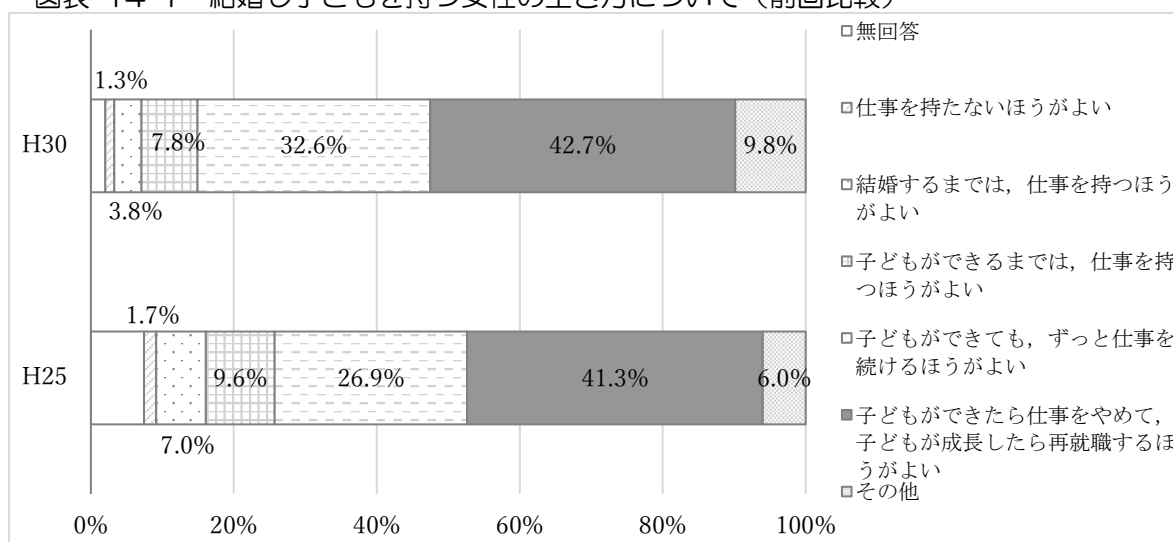
現状と課題

①結婚し子どもを持つ女性の生き方

住民アンケート調査結果によると、結婚し子どもを持つ女性の生き方【図表 14-1】については、「子どもができれば仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい」が最も多くなっています。続く「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」については、前回調査より5.7%多くなっています。

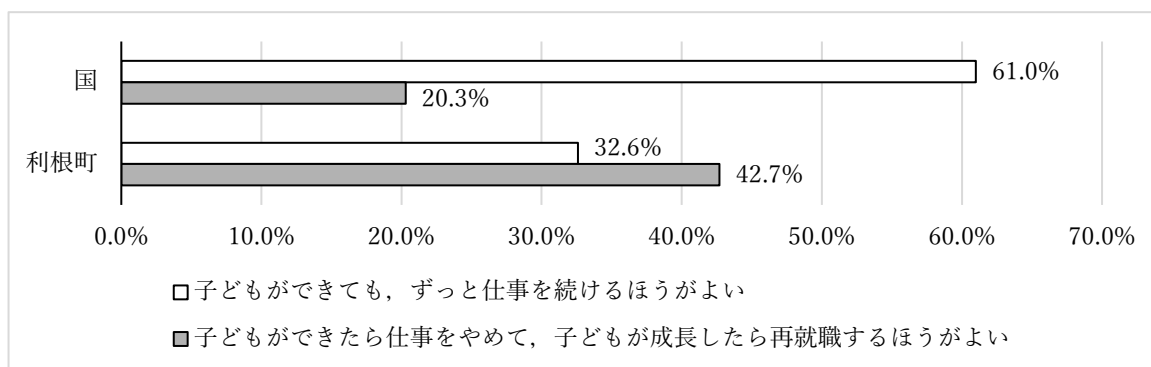
なお、国の結果（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年））【図表 14-2】では、「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」が半数を超え最も多く、「子どもができれば仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい」は2割程度と本町の結果とは逆転しています。

図表 14-1 結婚し子どもを持つ女性の生き方について（前回比較）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

図表 14-2 結婚し子どもを持つ女性の生き方について（国との比較）

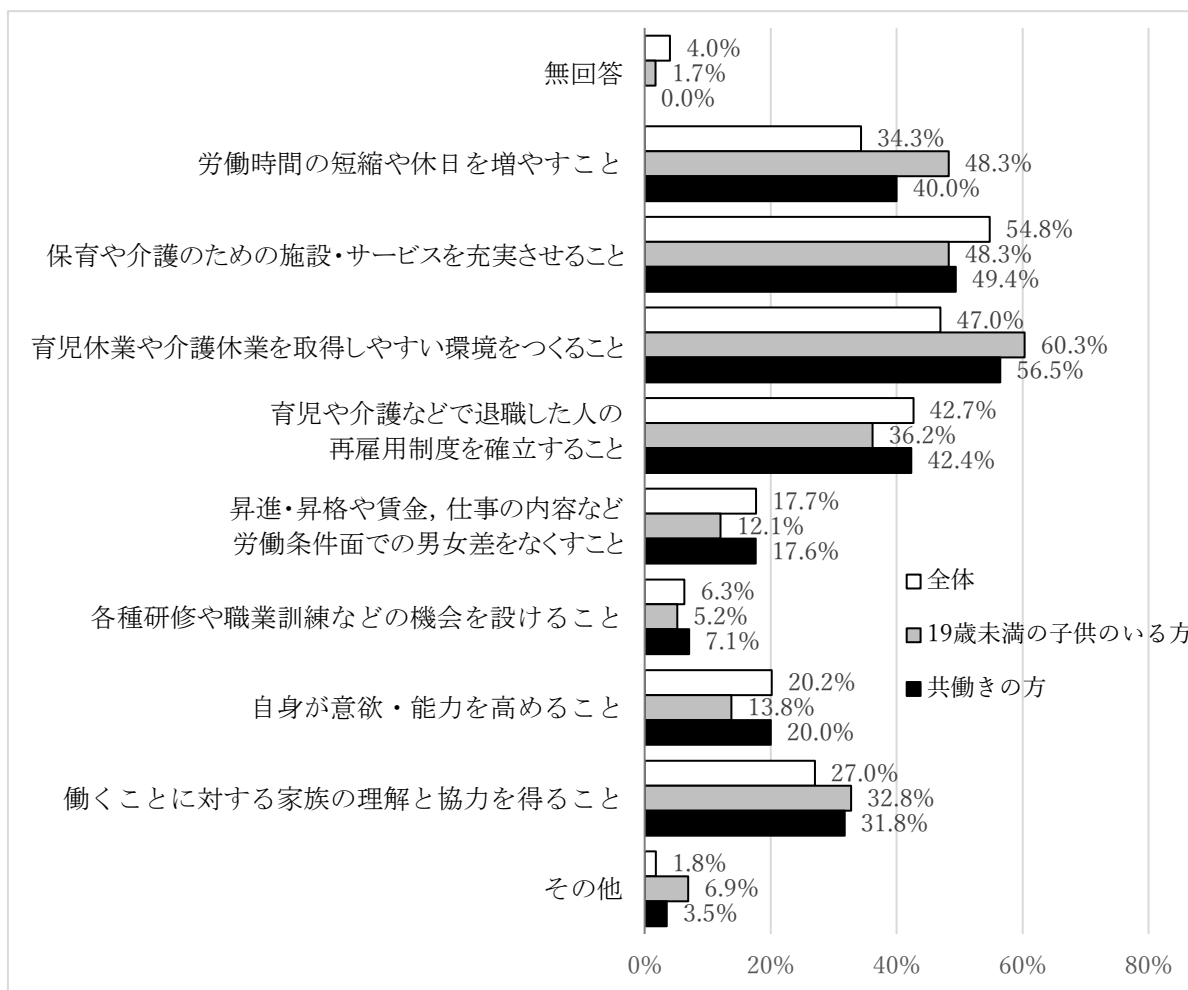


国 n=2,645 利根町 n=396

②男女が働きやすくするために必要なこと

住民アンケート調査結果によると、男女が働きやすくするために必要なこと【図表 15】については、「保育や介護のための施設・サービスを充実させること」が最も多くなっています。また、仕事の状況や子どもの有無別でみると、共働き又は19歳未満の子供がいる方では、「育児休業や介護休業を取得しやすい環境をつくること」が最も多くなっています。

図表 15 男女が働きやすくするために必要なこと



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



第4章 計画の内容（基本目標4）

③家庭での「子育て」の役割分担

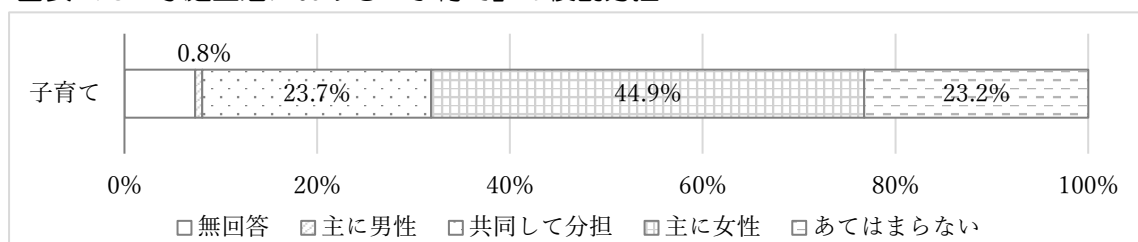
住民アンケート調査結果によると、家庭での「子育て」の役割分担【図表 16】については、「主に女性」とした割合は 44.9%となっており、子育てにおいて女性にかかる負担は大きく、子育てを女性のみにも負担させず男性も積極的に関わっていけるように、固定的な役割分担意識や男性の仕事優先の考え方を見直していく必要があります。

仕事と家庭を両立するためには、職場での子育て支援や周りの人たちの理解があり、子育てしながら仕事をできる環境が整っていることが必要となります。

女性が安心して子どもを育てることができるよう、家庭・地域・事業者・行政が一体となり、施策やサービスを充実させるとともに、男女がともに子どもを育てる、さらには、社会全体が次世代を担う子どもたちを育てるという意識を啓発することが重要です。

町では、子育てに関するさまざまな町民のニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

図表 16 家庭生活における「子育て」の役割分担



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①子育てを担う男女への支援

子育て家庭を対象に、子育てに関する相談や情報交換などの交流の場を提供する等総合的な支援に努めます。また、子育て家庭の生活の安定と子どもの健全育成を目的として経済的な支援の充実を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
子育て支援情報の一元化	行政が提供している子育て関連の情報をリンクした町公式ホームページを作成し、必要な情報を的確に利用できるように充実を図ります。また、年度ごとに子育て支援制度の情報を特化したガイドブックの作成・配布を行うことで、新しい情報を冊子で提供します。	総務課 子育て支援課 関係各課

事業名等	事業内容	担当課
親子にやさしい公共施設の環境整備	公共施設のベビーベッド、キッズスペース、トイシ用ベビーチェア、授乳スペースなどの適正管理を行い、安心して子ども連れで外出できる環境づくりに努めます。	財政課 関係各課
育児相談	乳幼児とその親を対象として子育ての相談を行います。また、親同士の情報交換や交流の場を提供します。（育児相談・わいわいサロン・3～5ヶ月児相談、6～8ヶ月児相談等）	保健福祉センター
親子発達相談	未就学児を対象として、心身の発達に遅れがある子どもの成長を促すため、個別の療育指導を行います。	保健福祉センター
親子あそび教室	遊びをとおして、親子の関わり方や発達を促すための療育指導を行います。	保健福祉センター
ブックスタート事業	乳幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、3～5ヶ月児相談の際に絵本の読み聞かせとファーストブックを贈ります。	生涯学習課
地域子育て支援センター事業	とね子育て支援センター（文間保育園内）にて子育て家庭を対象に、交流の場の提供や育児相談、子育てサークルの育成支援などを行います。	子育て支援課
家庭教育セミナー事業	小中学校児童生徒の保護者を対象に家庭教育セミナーを開設し、講話・移動学習・栄養学習・健康体操等を実施します。	生涯学習課
ふれあい体験教室	親子での体験活動をとおして絆を深めるとともに、体験することの重要性を理解し、家庭における教育力を高めるための支援をします。また、参加者との交流、情報交換できる機会を提供します。	生涯学習課
わくわく体験教室	自主性、協調性を持った子どもを育てることを目的とした様々な経験を積むための、自然体験活動の機会を提供します。	生涯学習課

第4章 計画の内容（基本目標4）

事業名等	事業内容	担当課
妊娠・出産祝い品支給事業	妊婦の方と新生児が生まれた世帯に対し祝い品を支給し、産前産後の母親の不安軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
小児（特例小児）医療福祉費支給制度	出生の日から高校生相当年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のお子さんに対し、所得制限を設けず、医療費をすべて助成します。	保険年金課
子育て短期支援事業	保護者の病気等の理由により、家庭においての養育を受けることが一時的に困難となった児童を、一定期間養育又は保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課

②保育事業の充実

仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが安全に健やかに育つ環境整備を行い、保育サービスの充実を図ります。

事業名等	事業内容	担当課
多様な保育事業の充実	子育て中の保護者が安心して働けるよう、多様な保育事業の充実を図ります。低年齢児・障がい児保育のほか、保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や一時預かり事業を実施している保育所等に対し、補助を行います。 また、病気の回復期に至らない場合等で入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にある児童を一時的に預かり、保育や看護をする病児保育事業を行います。	子育て支援課
児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、専用施設や学校の空き教室等で放課後児童支援員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

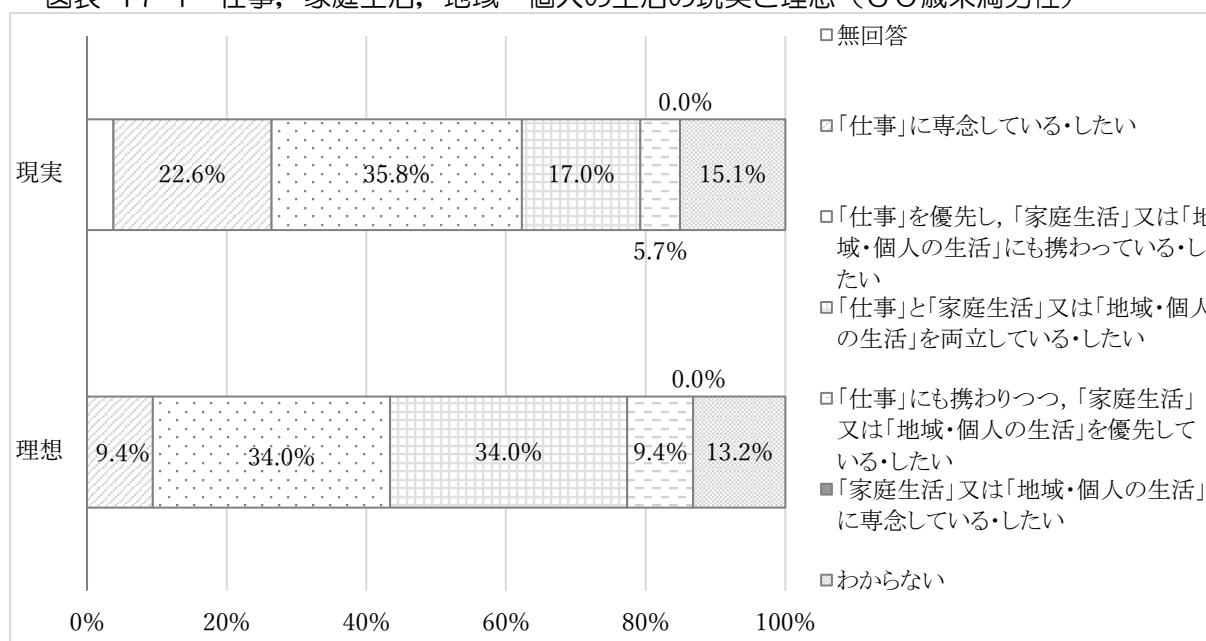
施策の方向 3. 多様な働き方への支援

現状と課題

住民アンケート調査結果から、仕事、家庭生活、地域・個人の生活を性・年齢別で比較すると、60歳未満の男性【図表 17-1】では、現在の状況（現実）は、仕事に専念又は優先している方が多く、本来どうしたいか（理想）では、現在の状況と比較して、仕事と家庭生活を両立したいとする人が多くなっています。60歳未満の女性【図表 17-2】では、現在の状況（現実）は、仕事と家庭生活を両立又は家庭生活を優先している方が多くなっており、本来どうしたいか（理想）では、現在の状況と比較して、家庭生活を優先したいとする人が多くなっています。男性、女性とも現実と理想に少しずつ差がでていくことがわかります。

男性は仕事、女性は家庭ではなく、男女がともに仕事と家庭を両立できるよう、さまざまなライフスタイルに合わせて、多様な働き方が認められ、一人ひとりが尊重された、働きやすい職場づくりが実現できるよう意識の啓発を行う必要があります。

図表 17-1 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の現実と理想（60歳未満男性）

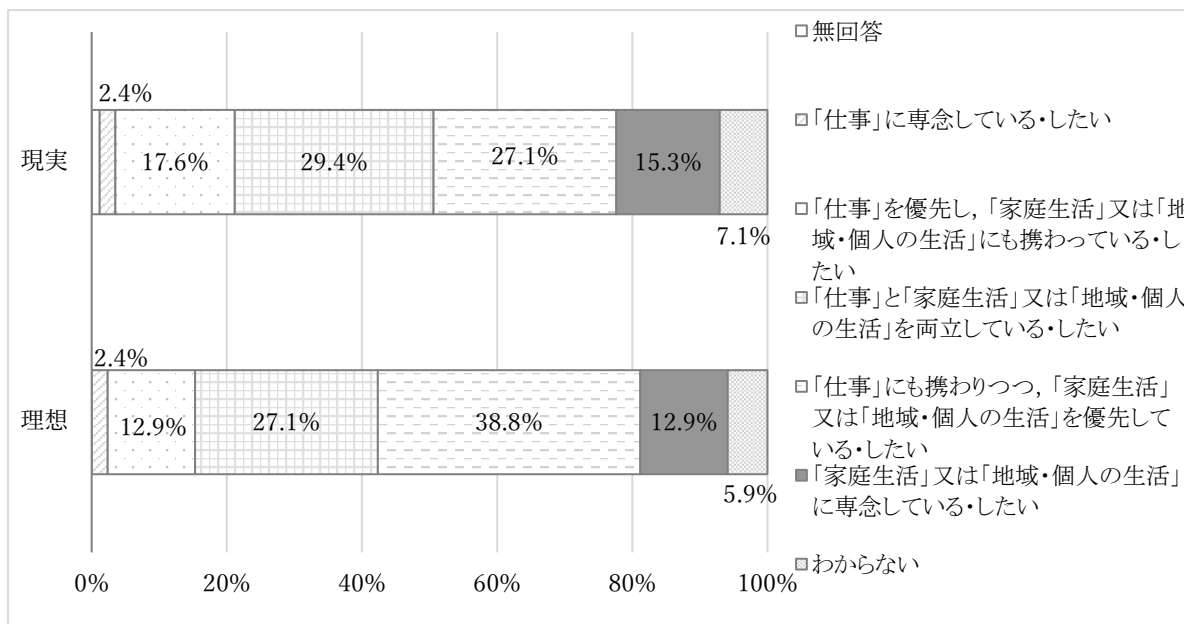


資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）



第4章 計画の内容（基本目標4）

図表 17-2 仕事，家庭生活，地域・個人の生活の現実と理想（60歳未満女性）



資料：利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果報告書（H31）

具体的施策

①働くことに関する情報の提供

労働に関する法律や制度等の周知啓発に努めるとともに、職場における性別による固定的役割分担意識を改善するための啓発を行います。また、多様な働き方への理解促進を促し、男女関係なく、意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げるための啓発を行います。

事業名等	事業内容	担当課
就労に関する法律・制度の周知	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、男女が働くことと密接に関わる法律や制度の周知を図ります。	まち未来創造課
多様な働き方への意識啓発	短時間勤務，フレックス，テレワーク等の多様な働き方に関する周知啓発を行います。	まち未来創造課
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク等と連携し，就職・再就職のための情報を提供します。	まち未来創造課
女性の再就職・起業に関する研修・講座情報の提供	茨城県等が主催する再就職や起業に関する講座・研修等の情報提供を行い，参加促進を図ります。	まち未来創造課

事業名等	事業内容	担当課
スキルアップを目指す人のための講座・セミナーの周知	茨城県等が主催する職業能力開発や技能向上に関する講座・研修会等の情報提供を行い、参加促進を図ります。	まち未来創造課
就職相談から職業紹介までのワンストップサービスに関する情報の提供	茨城県で開設した、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、若者や女性、中高年齢者などの就職希望者に対し、就職相談から職業紹介までのサービスをワンストップで実施している情報の提供を行います。	まち未来創造課

②農業・商工業分野における男女共同参画の推進

農業に携わる女性や、商工自営業の家族従業者の労働条件や報酬などを明確にするため、家族経営協定の締結に向けた啓発を行います。

事業名等	事業内容	担当課
女性農業士への支援	知事が認定した、地域農業のリーダーとして農業担い手の確保・育成や地域農業の振興のために活躍する農業者である農業三士（農業経営士・女性農業士・青年農業士）に対し、県と連携し、研修等の支援を行います。	農業政策課
家族経営協定 ¹⁵ の周知・締結に向けた支援	農業分野で推進している家族経営協定を、商工業分野においても推進し、家庭での就業環境を話し合い見直すことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。	農業政策課 まち未来創造課

¹⁵ 家族経営協定 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決めるもの。

第4章 計画の内容（目標値の設定）

目標値の設定

本計画の推進にあたって、下記のとおり目標値を設定します。

基本 目標	指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
1-1	「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている住民の割合	34.6%	42.9%
1-1	「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に同感しない住民の割合	35.6%	44.0%
1-1	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う住民の割合	12.9%	13.1%
1-3	「DV 防止法」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている住民の割合	60.4%	65.0%
2-1	審議会などへの女性委員の登用割合	26.9%	30.0%
2-1	町職員の管理職（係長以上）に占める女性の割合	23.1%	25.0%
2-1	新たに育児休業を取得した男性職員数	0 人	1 人
2-3	自治会などの地域社会で男女の地位が平等になっていると思う住民の割合	23.7%	30.0%
3-1	国民健康保険特定健康診査受診率	47.8%	60.0%
3-1	国民健康保険特定保健指導実施率	39.7%	60.0%
3-1	大腸がん検診受診率（国民健康保険被保険者）	12.1%	15.0%
3-1	乳がん検診受診率（国民健康保険被保険者）	10.2%	17.0%
3-1	全乳幼児健康診査の受診率	93.9%	97.2%
3-2	フリフリグッパ体操・シルバーリハビリ体操などボランティアの人数	237 人	270 人
4-1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがあり、内容も知っている住民の割合	31.3%	34.0%
4-1	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立しているとした住民の割合	17.9%	20.0%
4-1	職場で男女の地位が平等になっていると思う住民の割合	17.7%	20.1%
4-2	保育所待機児童数	0 人	0 人
4-2	放課後児童クラブ待機児童数	0 人	0 人
4-2	「家庭での子育ては共同して分担している」とした住民の割合	23.7%	25.6%

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識
2. 総合的な推進体制
3. 進行管理の確認

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するために、すべての町職員が男女共同参画を推進しようという意識を持ち、あらゆる施策でその視点を取り入れていくことが重要です。

また、町民の参画や意見は、取り組みを進めるうえで大きな力となることから、町民に対し男女共同参画に対する理解を促し、意見を広く収集することにより、あらゆる施策に反映させ計画を推進します。

2. 総合的な推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた企画立案、総合調整や関係各課との連携などが、効果的に行われるよう、担当職員を明確にするとともに、庁内に男女共同参画推進会議ワーキングチームを設置します。

さらに、町民と協働して施策を推進していくために、町民参画による男女共同参画推進協議会において、計画策定や各施策に関する協議を行います。

また、町単独で行うことが困難な広域的・専門的な事業については、国や県に指導や助言、協力を仰ぎながら、連携して施策を推進します。

3. 進行管理の確認

本計画をより実効性のあるものとするために、施策の実施状況及び計画の進捗状況を確認し、男女共同参画推進協議会において協議を行います。



付属資料

- 第2次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過
- 利根町男女共同参画推進協議会設置要綱
- 利根町男女共同参画推進協議会委員名簿
- 利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果

○第2次利根町男女共同参画推進プラン策定の経過

年月日	内容
平成30年7月25日	平成30年度第1回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査について ・今後の予定について
平成30年8月29日～9月21日	次期利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査
平成30年10月10日	平成30年度第2回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査結果中間報告について
平成31年2月1日	平成30年度第3回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査結果について
平成31年2月7日	平成30年第1回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査結果について ・男女共同参画関連事業の洗い出しについて ・今後の予定について
平成31年2月26日	平成30年度第4回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について
令和元年6月12日	令和元年度第1回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期利根町男女共同参画推進プラン策定状況及び今後の予定について
令和元年8月6日	令和元年第1回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について ・男女共同参画関連事業の洗い出しについて
令和元年8月22日	令和元年度第2回利根町男女共同参画推進協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画関連各課の事業について

年月日	内容
令和元年10月1日	令和元年度第3回利根町男女共同参画推進協議会会議 ・今後の予定について
令和元年11月11日	令和元年第2回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 ・第2次利根町男女共同参画推進プラン(案)について
令和元年11月19日	令和元年度第4回利根町男女共同参画推進協議会会議 ・第2次利根町男女共同参画推進プラン(案)について
令和2年1月21日～2月20日	利根町男女共同参画推進プラン(案)に対する町民意見募集
令和2年3月16日	令和元年第3回利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム会議 ・意見募集の結果報告について ・第2次利根町男女共同参画推進プランについて
令和2年3月23日	令和元年度第5回利根町男女共同参画推進協議会会議 ・意見募集の結果報告について ・第2次利根町男女共同参画推進プランについて
令和2年3月	第2次利根町男女共同参画推進プラン(2020～2024)策定

○利根町男女共同参画推進協議会設置要綱

平成25年利根町告示第33号

(設置)

第1条 利根町における男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、利根町男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画意識の啓発に関すること。
- (3) その他、男女共同参画施策に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 有識者
- (3) 各種団体等の代表者
- (4) 一般町民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員の選任に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満であってはならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。ただし、第1回目の会議は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム)

第6条 協議会の補助機関として、利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

(ワーキングチームの所掌事務)

第7条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会が求める資料の収集、調査及び分析に関すること。

(2) 男女共同参画推進計画の作成に関すること。

(3) その他、協議会から指示を受けた事項

(ワーキングチームの組織)

第8条 ワーキングチームは、各課等の職員のうちから町長が任命した者をもって組織する。

2 ワーキングチームに任命された職員の任期は、2年とする。

(リーダー及び副リーダー)

第9条 ワーキングチームには、リーダー及び副リーダーを置く。

2 リーダー及び副リーダーは、ワーキングチーム員の互選により選出する。

(ワーキングチームの会議)

第10条 ワーキングチームの会議は、協議会会長の命により、企画課長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

(庶務)

第11条 協議会及びワーキングチームの庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第52号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

付属資料

○利根町男女共同参画推進協議会委員名簿

任命日 平成29年9月1日
 (再任) 令和元年9月1日

役職	氏名	備考
会 長	石橋 達夫	各種団体等の代表者
副会長	地脇 倫代	各種団体等の代表者
	石山 肖子	町議会議員
	峯山 典明	町議会議員 (平成31年4月30日任命)
	新井 滄吉	町議会議員 (平成31年4月29日まで)
	西村 重之	有識者
	宮本 トシコ	有識者
	深井 利子	一般町民 (令和元年9月1日任命)
	櫻井 ひろみ	一般町民 (令和元年8月31日まで)
	久保田 靖浩	一般町民
	永井 貴幸	一般町民
	中村 晃子	一般町民

○利根町男女共同参画推進会議ワーキングチーム委員名簿

令和2年3月現在

課名等	氏名
総務課	若泉 順也
財政課	木村 宜孝
税務課	久野 俊秀
住民課	矢口 敬子
福祉課	矢野 玲子
子育て支援課	大野 亜弥
保健福祉センター	山田 博子
環境対策課	本城 裕基
保険年金課	海老原 智子
国保診療所	野口 紀子
経済課	中村 辰徳
建設課	下田 英孝
都市整備課	雑賀 正幸
会計課	本谷 幸洋
議会事務局	野田 あゆ美
学校教育課	坂本 美奈
生涯学習課	古山 栄一
生涯学習課	小野村 太郎
生涯学習課	大野 幸子
指導室	清水 敬子

○男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が

性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は，男女が，社会の対等な構成員として，国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ，男女共同参画社会の形成は，国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は，第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関し，国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は，職域，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる

施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、

及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

平成十三年法律第三十一号

（都道府県基本計画等）

第二条の三 （略）

2 （略）

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4・5 （略）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

平成二十七年法律第六十四号

（都道府県推進計画等）

第六条 （略）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 （略）

○茨城県男女共同参画推進条例

平成13年茨城県条例第1号

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(情報提供等)

第20条 県は、セクシャル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

付属資料

○利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査結果

1. 調査概要

対象者 利根町在住の18歳以上の男女1,000人
 抽出方法 無作為抽出
 調査方法 郵送による配布・回収
 調査期間 平成30年8月29日～9月21日

2. 回収結果

標本数 1,000票
 回答者数 396票
 回収率 39.6%

あなた(回答者)ご自身について

F1	あなたの性別は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	3	0.8%
1	男性	172	43.4%
2	女性	221	55.8%
	サンプル数	396	100.0%

F2	あなたの年齢は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	20歳未満	1	0.3%
2	20～29歳	16	4.0%
3	30～39歳	34	8.6%
4	40～49歳	49	12.4%
5	50～59歳	38	9.6%
6	60～69歳	118	29.8%
7	70歳以上	140	35.4%
	サンプル数	396	100.0%

F3	あなたの家族構成は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	単身(あなたのみ)	24	6.1%
2	夫婦のみ(パートナーと同居)	158	39.9%
3	2世代が同居(親+子)	162	40.9%
4	3世代以上が同居(親+子+孫)	33	8.3%
5	その他(上記以外)	19	4.8%
	サンプル数	396	100.0%

F4	あなたの職業は。(○1つ)	回答数	構成比
0	無回答	1	0.3%
1	会社員・公務員・団体職員	81	20.5%
2	自営業	24	6.1%
3	アルバイト・パート	70	17.7%
4	農業・林業・漁業	8	2.0%
5	家事従事者	60	15.2%
6	無職	136	34.3%
7	学生	5	1.3%
8	その他	11	2.8%
	サンプル数	396	100.0%

F5	あなたは、現在結婚していますか。(〇1つ)	回答数	構成比
0	無回答	2	0.5%
1	結婚している	301	76.0%
2	現在していないが、パートナーと暮らしている	3	0.8%
3	現在はしていない(離別など)	43	10.9%
4	結婚したことがない	47	11.9%
	サンプル数	396	100.0%

F6	F5で1又は2と回答した方に伺います。あなたと配偶者又はパートナーの仕事の状況は次のうちどちらですか。(〇1つ)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.6%
1	共働き	85	28.0%
2	どちらかが働いている	94	30.9%
3	2人とも無職	120	39.5%
	サンプル数	304	100.0%

F7	あなたにはお子さんはいますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	いる	317	80.1%
2	いない	74	18.7%
	サンプル数	396	100.0%

F8	F7で「1 いる」と回答した方に伺います。一番下のお子さんは次のどれに該当しますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	4	1.3%
1	乳幼児(3歳未満)	8	2.5%
2	未就学児(3歳以上小学校入学前)	10	3.2%
3	小学生	21	6.6%
4	中学生	11	3.5%
5	高校生(その年齢にあたる方を含む)	8	2.5%
6	19歳以上	255	80.4%
	サンプル数	317	100.0%

F9	あなたのご家庭に、介護や看護を必要とする高齢者・病人・障がい者(児)はいますか。(〇1つ)	回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	いる	61	15.4%
2	いない	327	82.6%
	サンプル数	396	100.0%

1. 男女共同参画に関する意識について

問1	あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇はそれぞれ1つ)	回答数	構成比
①	男女共同参画社会		
0	無回答	2	0.5%
1	聞いたことがあります内容も知っている	137	34.6%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	163	41.2%
3	聞いたことがない	94	23.7%
	サンプル数	396	100.0%

②	DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)	回答数	構成比
0	無回答	4	1.0%
1	聞いたことがあります内容も知っている	239	60.4%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	133	33.6%
3	聞いたことがない	20	5.1%
	サンプル数	396	100.0%

③	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	聞いたことがあります内容も知っている	124	31.3%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	154	38.9%
3	聞いたことがない	113	28.5%
	サンプル数	396	100.0%

付属資料

④ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)		回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	聞いたことがあり内容も知っている	54	13.6%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	139	35.1%
3	聞いたことがない	198	50.0%
サンプル数		396	100.0%

⑤ ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)		回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	聞いたことがあり内容も知っている	142	35.9%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	130	32.8%
3	聞いたことがない	119	30.1%
サンプル数		396	100.0%

⑥ 女性活躍推進法		回答数	構成比
0	無回答	2	0.5%
1	聞いたことがあり内容も知っている	102	25.8%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	211	53.3%
3	聞いたことがない	81	20.5%
サンプル数		396	100.0%

⑦ 利根町男女共同参画推進プラン		回答数	構成比
0	無回答	3	0.8%
1	聞いたことがあり内容も知っている	27	6.8%
2	聞いたことはあるが内容は知らない	162	40.9%
3	聞いたことがない	204	51.5%
サンプル数		396	100.0%

問 2 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○はそれぞれ1つ)

① 家庭で		回答数	構成比
0	無回答	13	3.3%
1	男性の方が優遇されている	36	9.1%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	132	33.3%
3	平等になっている	157	39.6%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	24	6.1%
5	女性の方が優遇されている	10	2.5%
6	わからない	24	6.1%
サンプル数		396	100.0%

② 職場で		回答数	構成比
0	無回答	35	8.8%
1	男性の方が優遇されている	65	16.4%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	152	38.4%
3	平等になっている	70	17.7%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	14	3.5%
5	女性の方が優遇されている	4	1.0%
6	わからない	56	14.1%
サンプル数		396	100.0%

③ 学校で		回答数	構成比
0	無回答	50	12.6%
1	男性の方が優遇されている	13	3.3%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	58	14.6%
3	平等になっている	158	39.9%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	2.3%
5	女性の方が優遇されている	0	0.0%
6	わからない	108	27.3%
サンプル数		396	100.0%

④ 政治の場で(国会, 地方議会など)		回答数	構成比
0	無回答	24	6.1%
1	男性の方が優遇されている	133	33.6%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	145	36.6%
3	平等になっている	47	11.9%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	1	0.3%
5	女性の方が優遇されている	2	0.5%
6	わからない	44	11.1%
サンプル数		396	100.0%

⑤ 自治会などの地域社会で		回答数	構成比
0	無回答	19	4.8%
1	男性の方が優遇されている	57	14.4%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	159	40.2%
3	平等になっている	94	23.7%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	9	2.3%
5	女性の方が優遇されている	4	1.0%
6	わからない	54	13.6%
サンプル数		396	100.0%

⑥ 社会通念, 慣習, しきたりなどで		回答数	構成比
0	無回答	16	4.0%
1	男性の方が優遇されている	90	22.7%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	208	52.5%
3	平等になっている	46	11.6%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	4	1.0%
5	女性の方が優遇されている	0	0.0%
6	わからない	32	8.1%
サンプル数		396	100.0%

⑦ 法律や制度の上で		回答数	構成比
0	無回答	20	5.1%
1	男性の方が優遇されている	38	9.6%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	149	37.6%
3	平等になっている	123	31.1%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	7	1.8%
5	女性の方が優遇されている	3	0.8%
6	わからない	56	14.1%
サンプル数		396	100.0%

⑧ 社会全体で		回答数	構成比
0	無回答	17	4.3%
1	男性の方が優遇されている	64	16.2%
2	どちらかといえば男性の方が優遇されている	214	54.0%
3	平等になっている	51	12.9%
4	どちらかといえば女性の方が優遇されている	8	2.0%
5	女性の方が優遇されている	2	0.5%
6	わからない	40	10.1%
サンプル数		396	100.0%

問 3	「男は外で働き, 女は家庭を守る」という考え方について, あなたはどう思いますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	5	1.3%
1	そう思う	24	6.1%
2	どちらかといえばそう思う	137	34.6%
3	どちらかといえばそう思わない	68	17.2%
4	そう思わない	141	35.6%
5	わからない	21	5.3%
サンプル数		396	100.0%

付属資料

問 4	あなたは、次にあげる意見について、どのように考えますか。(○はそれぞれ1つ)	
① 家庭内では男女は対等に話し合うべきである	回答数	構成比
0 無回答	7	1.8%
1 そう思う	295	74.5%
2 どちらかといえばそう思う	83	21.0%
3 どちらかといえばそう思わない	5	1.3%
4 そう思わない	2	0.5%
5 わからない	4	1.0%
サンプル数	396	100.0%

② 「男だから」、「女だから」と性別だけで決めつけていることがある	回答数	構成比
0 無回答	9	2.3%
1 そう思う	61	15.4%
2 どちらかといえばそう思う	193	48.7%
3 どちらかといえばそう思わない	46	11.6%
4 そう思わない	77	19.4%
5 わからない	10	2.5%
サンプル数	396	100.0%

③ 結婚は個人の考えであるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	回答数	構成比
0 無回答	8	2.0%
1 そう思う	166	41.9%
2 どちらかといえばそう思う	94	23.7%
3 どちらかといえばそう思わない	41	10.4%
4 そう思わない	73	18.4%
5 わからない	14	3.5%
サンプル数	396	100.0%

④ 妊娠・出産は女性自身の負担が大きいため、女性の意見を尊重しながら考えたほうがよい	回答数	構成比
0 無回答	6	1.5%
1 そう思う	208	52.5%
2 どちらかといえばそう思う	134	33.8%
3 どちらかといえばそう思わない	18	4.5%
4 そう思わない	21	5.3%
5 わからない	9	2.3%
サンプル数	396	100.0%

2. 家庭生活について

問 5	あなたは、家事・子育て・介護についてどのように行うのが望ましいと思いますか。(○1つ)	
	回答数	構成比
0 無回答	4	1.0%
1 男女とも同じように行うのがよい	98	24.7%
2 どちらでも手のあいているほうが行うのがよい	228	57.6%
3 主として女性が行い、男性は手伝う程度でよい	57	14.4%
4 主として男性が行い、女性は手伝う程度でよい	0	0.0%
5 女性がすべて行うのがよい	0	0.0%
6 男性がすべて行うのがよい	0	0.0%
7 わからない	9	2.3%
サンプル数	396	100.0%

問 6	あなたの家庭では、次にあげる項目において、主に誰が分担していますか。(○はそれぞれ1つ)	
① 食事の支度	回答数	構成比
0 無回答	6	1.5%
1 主に男性	11	2.8%
2 共同して分担	48	12.1%
3 主に女性	311	78.5%
4 あてはまらない	20	5.1%
サンプル数	396	100.0%

② 食事のあとかたづけ		回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	主に男性	24	6.1%
2	共同して分担	111	28.0%
3	主に女性	234	59.1%
4	あてはまらない	19	4.8%
サンプル数		396	100.0%

③ 掃除		回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	主に男性	23	5.8%
2	共同して分担	125	31.6%
3	主に女性	220	55.6%
4	あてはまらない	20	5.1%
サンプル数		396	100.0%

④ 洗濯		回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	主に男性	19	4.8%
2	共同して分担	61	15.4%
3	主に女性	291	73.5%
4	あてはまらない	17	4.3%
サンプル数		396	100.0%

⑤ 家の補修・日曜大工・力仕事		回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	主に男性	282	71.2%
2	共同して分担	55	13.9%
3	主に女性	18	4.5%
4	あてはまらない	32	8.1%
サンプル数		396	100.0%

⑥ 子育て		回答数	構成比
0	無回答	29	7.3%
1	主に男性	3	0.8%
2	共同して分担	94	23.7%
3	主に女性	178	44.9%
4	あてはまらない	92	23.2%
サンプル数		396	100.0%

⑦ 家族の看護・介護		回答数	構成比
0	無回答	30	7.6%
1	主に男性	6	1.5%
2	共同して分担	93	23.5%
3	主に女性	110	27.8%
4	あてはまらない	157	39.6%
サンプル数		396	100.0%

⑧ 学校行事等への参加		回答数	構成比
0	無回答	29	7.3%
1	主に男性	13	3.3%
2	共同して分担	77	19.4%
3	主に女性	157	39.6%
4	あてはまらない	120	30.3%
サンプル数		396	100.0%

⑨ 地域のつきあい		回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	主に男性	74	18.7%
2	共同して分担	158	39.9%
3	主に女性	124	31.3%
4	あてはまらない	31	7.8%
サンプル数		396	100.0%

付属資料

⑩ 家計の管理		回答数	構成比
0	無回答	10	2.5%
1	主に男性	36	9.1%
2	共同して分担	95	24.0%
3	主に女性	237	59.8%
4	あてはまらない	18	4.5%
サンプル数		396	100.0%

⑪ 家庭における全体的な決定権		回答数	構成比
0	無回答	10	2.5%
1	主に男性	118	29.8%
2	共同して分担	184	46.5%
3	主に女性	58	14.6%
4	あてはまらない	26	6.6%
サンプル数		396	100.0%

問 7	あなたは、家庭での役割分担に満足していますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	満足している	117	29.5%
2	どちらかといえば満足している	183	46.2%
3	どちらかといえば不満である	39	9.8%
4	不満である	14	3.5%
5	わからない	34	8.6%
サンプル数		396	100.0%

問 8	今後、家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	14	1.5%
1	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	132	13.8%
2	男性が家事などに参加することに対する女性自身の抵抗感をなくす	38	4.0%
3	夫婦や家族の間で会話など、コミュニケーションをよくはかる	265	27.7%
4	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する	67	7.0%
5	労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする	112	11.7%
6	男女とも家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行う	78	8.2%
7	研修等により、男女とも家事や子育て、介護等の技能を高める	34	3.6%
8	仕事との両立などの問題について、男女が相談しやすい窓口を設ける	38	4.0%
9	男女の役割意識について社会通念、慣習、しきたり等の考え方を改める	126	13.2%
10	男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間作りをすすめる	45	4.7%
11	その他	7	0.7%
サンプル数		396	100.0%

3. 地域社会について

問 9	あなたは、過去3年間に次のような活動に参加したことがありますか。また、今後参加してみたいですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
① 過去3年間に参加したことがある活動			
0	無回答	18	2.7%
1	自治会等の地域活動	192	28.6%
2	各種女性団体の活動(※女性のみ回答)	27	4.0%
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	54	8.0%
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	35	5.2%
5	趣味やサークル等の活動	141	21.0%
6	ボランティア・NPO等の社会活動	57	8.5%
7	審議会・委員会等の政策決定に関わる活動	16	2.4%
8	その他の活動	33	4.9%
9	参加していない・参加してみたいと思わない	99	14.7%
サンプル数		396	100.0%

② 今後参加してみたい活動		回答数	構成比
0	無回答	91	17.1%
1	自治会等の地域活動	43	8.1%
2	各種女性団体の活動(※女性のみ回答)	16	3.0%
3	保育園等の保護者会、学校のPTA活動	14	2.6%
4	子ども会やスポーツ少年団等の指導や世話	18	3.4%
5	趣味やサークル等の活動	132	24.8%
6	ボランティア・NPO等の社会活動	67	12.6%
7	審議会・委員会等の政策決定に関わる活動	24	4.5%
8	その他の活動	29	5.4%
9	参加していない・参加してみたいと思わない	99	18.6%
サンプル数		396	100.0%

問 10	問9のどちらかで「9 参加していない・参加してみたいと思わない」と回答された方に伺います。活動に参加していない・参加してみたいと思わない主な理由は何ですか。(〇は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	2	0.8%
1	仕事・学業・家事等が忙しいから	47	19.5%
2	経済的な余裕がないから	14	5.8%
3	家族の理解や協力が得られないから	0	0.0%
4	健康上の理由から	39	16.2%
5	参加方法などの情報が得られないから	17	7.1%
6	興味のある活動がないから	45	18.7%
7	面倒くさいから	36	14.9%
8	その他	8	3.3%
9	特に理由はない	33	13.7%
サンプル数		143	100.0%

問 11	あなたは、自治会やPTAなどの地域活動において、女性が会長やリーダーまたは役員になることについて、どれが望ましいと思いますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	19	4.8%
1	性別に関係なく役職に就くべきである	312	78.8%
2	男女の役割分担があり、女性でなくてはできない役職に就くべきである	41	10.4%
3	女性は役職に就かず、男性を補佐するほうがよい	12	3.0%
4	女性は役職に就くべきでない	2	0.5%
5	その他	10	2.5%
サンプル数		396	100.0%

4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

問 12	あなたの「仕事」、家事・育児・介護などの「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の現在の状況は、次のうちどれにあたりますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	15	3.8%
1	「仕事」に専念している	27	6.8%
2	「仕事」を優先し、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わっている	63	15.9%
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立している	71	17.9%
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している	41	10.4%
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念している	137	34.6%
6	わからない	42	10.6%
サンプル数		396	100.0%

問 13	あなたは、「仕事」、家事・育児・介護などの「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」について、本来どうしたいと思っていますか。(〇は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	18	4.5%
1	「仕事」に専念したい	11	2.8%
2	「仕事」を優先しつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりたい	65	16.4%
3	「仕事」と「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を両立したい	76	19.2%
4	「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい	67	16.9%
5	「家庭生活」又は「地域・個人の生活」に専念したい	117	29.5%
6	わからない	42	10.6%
サンプル数		396	100.0%

5. 仕事について

問 14	あなたは、職場における男女の地位にどのような差があると思いますか。 (あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	61	6.9%
1	募集や採用の面で男女差がある	116	13.2%
2	賃金や昇給の面で男女差がある	151	17.2%
3	昇進や昇格の面で男女差がある	139	15.8%
4	女性の仕事は補助的業務や雑用が多い	80	9.1%
5	職場での研修や教育の機会に男女差がある	37	4.2%
6	女性の場合、結婚や出産を機に退職せざるをえないような雰囲気や慣習がある	114	13.0%
7	男性の場合、育児休業や介護休業を取得しづらい雰囲気がある	154	17.5%
8	その他	28	3.2%
	サンプル数	396	100.0%

問 15	あなたは、一般的に結婚し子供を持つ女性の生き方について、どれが望ましいと思いますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	8	2.0%
1	仕事を持たないほうがよい	5	1.3%
2	結婚するまでは、仕事を持つほうがよい	15	3.8%
3	子どもができるまでは、仕事を持つほうがよい	31	7.8%
4	子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい	129	32.6%
5	子どもができたら仕事をやめて、子どもが成長したら再就職するほうがよい	169	42.7%
6	その他	39	9.8%
	サンプル数	396	100.0%

問 16	あなたは、男女が働きやすくするためには、特に何が必要だと思いますか。 (○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	16	1.6%
1	労働時間の短縮や休日を増やすこと	136	13.4%
2	保育や介護のための施設・サービスを充実させること	217	21.4%
3	育児休業や介護休業を取得しやすい環境をつくること	186	18.4%
4	育児や介護などで退職した人の再雇用制度を確立すること	169	16.7%
5	昇進・昇格や賃金、仕事の内容など労働条件面での男女差をなくすこと	70	6.9%
6	各種研修や職業訓練などの機会を設けること	25	2.5%
7	自身が意欲・能力を高めること	80	7.9%
8	働くことに対する家族の理解と協力を得ること	107	10.6%
9	その他	7	0.7%
	サンプル数	396	100.0%

問 17	F4で職業を「5 家事従事者」「6 無職」と回答されて方に伺います。あなたが現在仕事に就いていないのは、特にどのような理由からですか。(○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	12	3.6%
1	経済的に働く必要がないから	36	10.7%
2	ほかに自分のやりたいことがあるから	31	9.2%
3	家事や育児、介護の負担が大きいから	20	5.9%
4	健康や体力に自信がないから	60	17.8%
5	希望どおりの仕事を得られないから	24	7.1%
6	配偶者や子供など家族が働くことを望まないから	5	1.5%
7	年金を受給しているから	116	34.4%
8	働くことが好きではないから	6	1.8%
9	その他	27	8.0%
	サンプル数	196	100.0%

問 18	F4で職業を「5 家事従事者」「6 無職」と回答されて方に伺います。あなたは、今後、働きたいと思いますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	16	8.2%
1	働きたい	10	5.1%
2	条件が合えば働きたい	52	26.5%
3	働きたいとは思わない	90	45.9%
4	わからない	28	14.3%
	サンプル数	196	100.0%

6. 日常生活の悩み等について

問 19	あなたは、この1ヶ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどありましたか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	ある	82	20.7%
2	多少ある	139	35.1%
3	あまりない	133	33.6%
4	まったくない	33	8.3%
	サンプル数	396	100.0%

問 20	問19で「1 ある」「2 多少ある」と回答された方に伺います。それはどのような事柄が原因ですか。(あてはあるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	12	3.6%
1	家庭問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)	80	23.8%
2	健康問題(自分の病気の悩み、身体の悩み等)	97	28.9%
3	経済的な問題(倒産、事業不振、負債、失業等)	35	10.4%
4	仕事関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)	65	19.3%
5	男女問題(失恋、結婚をめぐる悩み等)	10	3.0%
6	学校問題(いじめ、学業不振、教師との人間関係等)	7	2.1%
7	その他	30	8.9%
	サンプル数	221	100.0%

7. 介護について

問 21	あなたの介護に対する考えを伺います。あなたが家族を介護する立場になった場合、あなたが望む考えをお答えください。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	9	2.3%
1	在宅で介護を行う	14	3.5%
2	福祉サービスを利用しながら在宅で介護を行う	185	46.7%
3	特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受ける	123	31.1%
4	わからない	51	12.9%
5	その他	14	3.5%
	サンプル数	396	100.0%

問 22	あなたの介護に対する考えを伺います。あなたが家族に介護される立場になった場合、あなたが望む考えをお答えください。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	2	0.5%
1	家族に在宅で介護してもらいたい	12	3.0%
2	福祉サービスを利用しながら家族に在宅で介護してもらいたい	132	33.3%
3	特別養護老人ホームなどの専門的な入所施設で介護サービスを受けたい	178	44.9%
4	わからない	59	14.9%
5	その他	13	3.3%
	サンプル数	396	100.0%

8. 配偶者や恋人からの暴力について

問 23	あなたは、過去3年間に、配偶者や恋人から、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為を受けたことがありますか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	14	3.5%
1	何度もある	9	2.3%
2	1、2度ある	23	5.8%
3	まったくない	350	88.4%
	サンプル数	396	100.0%

問 24	問23で「1 何度もある」「2 1、2度ある」と回答された方に伺います。あなたは、配偶者や恋人から、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○は1つ)	回答数	構成比
0	無回答	1	3.1%
1	相談した	12	37.5%
2	相談しなかった	12	37.5%
3	相談しようとは思わなかった	7	21.9%
	サンプル数	32	100.0%

付属資料

問 25	問24で「1 相談した」と回答された方に伺います。あなたが相談した人(場所)を教えてください。(あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	家族・親族	9	52.9%
2	友人・知人	7	41.2%
3	警察	0	0.0%
4	弁護士・家庭裁判所	0	0.0%
5	公的機関の相談窓口・電話相談	0	0.0%
6	民間機関の相談窓口	0	0.0%
7	医師・カウンセラー	0	0.0%
8	婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)	0	0.0%
9	民生委員・児童委員	1	5.9%
10	その他	0	0.0%
	サンプル数	12	100.0%

問 26	問24で「2 相談しなかった」「3 相談しようとは思わなかった」と回答された方に伺います。誰(どこ)にも相談しなかったのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	構成比
0	無回答	0	0.0%
1	誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから	3	6.1%
2	恥ずかしくて誰にもいえなかった	1	2.0%
3	相談しても無駄だと思ったから	7	14.3%
4	相談したことがわかると、仕返しされたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	1	2.0%
5	相談相手の言動により、不快な思いをすと思ったから	3	6.1%
6	自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっているとできると思ったから	7	14.3%
7	世間体が悪いから	1	2.0%
8	他人を巻き込みたくないから	2	4.1%
9	思い出したくないから	4	8.2%
10	自分に悪いところがあると思ったから	4	8.2%
11	相談するほどのことではないと思ったから	14	28.6%
12	その他	2	4.1%
	サンプル数	19	100.0%

9. 今後の男女共同参画の取り組みについて

問 27	男女共同参画社会の実現に向けて、今後、利根町では特にどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(○は3つまで)	回答数	構成比
0	無回答	37	4.2%
1	「広報とね」などで、男女平等と相互の理解や協力についての周知・啓発	120	13.6%
2	男女共同参画に関する講座の開催など、学習機会の提供	63	7.1%
3	男女平等の視点に立った学校教育の推進	114	12.9%
4	労働時間の短縮や休暇の取得など、働き方の見直しについての啓発	55	6.2%
5	保育や介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援	180	20.4%
6	配偶者や恋人等からの暴力(DV)の根絶に向けた啓発とDV被害者支援	12	1.4%
7	男女の生き方や悩みに関する相談窓口の充実	33	3.7%
8	生涯を通じた女性の健康支援(安心で安全な妊娠・出産、性感染症予防や更年期障害対策など)	66	7.5%
9	就職・再就職や起業等による就職支援	101	11.4%
10	地域づくり、ボランティアなどチャレンジしたい人への支援	89	10.1%
11	その他	14	1.6%
	サンプル数	396	100.0%

第2次利根町男女共同参画推進プラン

発行日 令和2年3月

発行 利根町企画課企画調整係

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841番地1

TEL 0297-68-2211 (代)

FAX 0297-68-7990

E-mail kikaku@town.tone.lg.jp



みんな
男女の個性が輝き
思いやりでつながるまち
とね

第2次利根町男女共同参画推進プラン
(2020~2024)